

文教民生委員会・分科会 会議記録

- 1 期 日 令和 6 年 12 月 16 日 (月)
午前 9 時 28 分 開会
午後 1 時 38 分 閉会
- 2 場 所 第 2 委員会室
- 3 出席委員 委員長 清水 寛
副委員長 荒木 慎太郎
委員 須山 泰一、福田 嗣久、
前田 敦司、森垣 康平、
- 4 欠席委員 義本 みどり
- 5 説明員 (別紙のとおり)
- 6 傍聴議員 なし
- 7 事務局職員 主幹兼議事調査係長 小崎 新子
- 8 会議に付した事件 (別紙のとおり)

文教民生委員長・分科会長 清水 寛

文教民生委員会・分科会次第

日時：2024年12月16日（月）9:30～

場所：第2委員会室

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 協議事項

(1) 付託・分担案件の審査

ア 委員会審査

イ 分科会審査

(2) 意見・要望のまとめ

ア 委員会意見・要望のまとめ

イ 分科会意見・要望のまとめ

(3) 閉会中の継続審査の申し出について

(4) 管外視察研修について

ア 日程 月 日（ ）～ 月 日（ ）

イ 内容

(5) その他

4 報告事項

(1) 植村直己記念スポーツ公園指定管理者の再公募について（現状報告）

（文化・スポーツ振興課）

(2) 但馬国分寺跡保存活用計画の策定について

（文化・スポーツ振興課）

5 閉 会

令和6年第5回豊岡市議会（定例会）議案付託分類表

【文教民生委員会】

- | | |
|---------|--|
| 第90号議案 | 財産の無償貸付について |
| 第91号議案 | 事業契約の締結について |
| 第92号議案 | 豊岡市立竹野健康福祉センターの指定管理者の指定について |
| 第93号議案 | 豊岡市立但東健康福祉センターの指定管理者の指定期間変更について |
| 第94号議案 | 豊岡市立長寿園の指定管理者の指定について |
| 第95号議案 | 豊岡市立総合健康ゾーン健康増進施設の指定管理者の指定について |
| 第104号議案 | 豊岡市手数料条例の一部を改正する条例制定について |
| 第105号議案 | 豊岡市高齢期移行者医療費の助成に関する条例制定について |
| 第106号議案 | 豊岡市重度障害者医療費の助成に関する条例制定について |
| 第107号議案 | 豊岡市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例制定について |
| 第108号議案 | 豊岡市こども医療費の助成に関する条例制定について |
| 第109号議案 | 豊岡市立総合健康ゾーン健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 第117号議案 | 豊岡市立小学校及び中学校の設置に関する条例及び豊岡市立学校施設の使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 第119号議案 | 令和6年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号） |
| 第120号議案 | 令和6年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号） |
| 第121号議案 | 令和6年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| 第122号議案 | 令和6年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算（第3号） |

予算決算委員会付託議案に係る分科会分担表

【文教民生分科会】

- | | |
|---------|-----------------------|
| 第118号議案 | 令和6年度豊岡市一般会計補正予算（第6号） |
|---------|-----------------------|

文教民生委員会名簿

2024. 12. 16

【委 員】

職 名	氏 名
委 員 長	清 水 寛
副 委 員 長	荒 木 慎太郎
委 員	須 山 泰 一
委 員	福 田 嗣 久
委 員	前 田 敦 司
委 員	森 垣 康 平
委 員	義 本 みどり

7 名

【当 局】出席者に着色をしています。

職 名	氏 名	職 名	氏 名
くらし創造部 生活環境課長	和田 哲也	こども未来部 こども未来部長	永井 義久
生活環境課参事	佐田美佐樹	こども未来課長	若森和歌子
市民部 市民部長	植田 教夫	こども未来課参事	佐伯 勝巳
窓口サービス課長	川崎 智朗	こども支援課長	吉本 努
国保・年金課長	惠後原孝一	観光文化部 観光文化部長	米田 紀子
城崎振興局 市民福祉課長	西松 秩里	文化・スポーツ振興課長	原田 泰三
竹野振興局 市民福祉課長	吉村 容子	文化・スポーツ振興課参事	福井 孝道
日高振興局 市民福祉課長	小野 弘順	文化・スポーツ振興課参事	小川 一昭
出石振興局 市民福祉課長	成田 和博	文化・スポーツ振興課参事	藤原 孝行
但東振興局 市民福祉課長	柏木 敏高	文化・スポーツ振興課参事	武縄 真明
		新文化会館整備推進室長	村田 一紀

職 名	氏 名	職 名	氏 名
健康福祉部 健康福祉部長	原田 政彦	教育委員会 教育次長	正木 一郎
社会福祉課長	丸谷 祐二	教育総務課長	木之瀬晋弥
高年介護課長	定元 秀之	教育総務課参事	野崎 律男
高年介護課参事	木村 弥江	教育総務課参事	栞垣 敦子
高年介護課参事	玉島 正雄	教育総務課参事	本庄 昇
福祉監査課長	宮野 千晶	教育総務課参事	加藤 哲夫
健康増進課長	宮本 和幸	学校教育課長	寺坂 浩司
健康増進課参事	村尾 恵美	学校教育課参事	吉谷 孝憲
健康増進課参事	武田 満之	学校教育課参事	服部 隆
		幼児育成課長	向原 芳江
		幼児育成課参事	河本 美佳
		幼児育成課参事	三輪 純子
		幼児育成課参事	谷口 祥規
		社会教育課長	旭 和則

【事 務 局】

合計 37 名

職 名	氏 名
議会事務局主幹兼 議事調査係長	小崎 新子

午前9時28分 委員会開会

○委員長（清水 寛） 皆さん、おはようございます。

そうしましたら、少し時間は早いんですけども、ただいまから文教民生委員会を開会いたします。

改めまして、おはようございます。

昨日はすごくいい天気で、秋晴れというか、冬なんですけども、クリーンパーク北但で、実はそば打ち大会をしてまして、ちょっとご案内いただいたんで様子を見に行ってきました。40人の粋なんですけども、そこに80人以上の申込みがあったということで、実は抽せんっていう形にされたっていうことで、本当にめちゃめちゃ多かったんですけども、クリーンパーク、いわゆる指定管理をされてる方、皆さんが一同で40人の方をお世話をするような形で、最初から、成田局長、何かかき揚げ作りで、取れた野菜をずっと延々刻んで、あとは皆さん、そばが打ち上がって、出来上がるまでかき揚げを延々揚げとられました。皆さんも異動になった場合はそういうことを、お手伝いされるということで、本当に、でも、和気あいあいとした雰囲気ですごくよかったなと思いますし、この取組を通じて、またクリーンパークの取組に理解を得るっていうことが大きい目的だったんで、非常にそういう意味では価値があるなというふうに思って参加をしました。

浅田前議長が非常にされたい方なんで、ちょっとおられたんですけども、途中からめちゃめちゃ参加されてまして、もう来年度からは講師のほうで入れたらどうかという提案もさせてもらってます。

ということで、それでは、本日はよろしく願いいたします。

義本委員から欠席届がありましたので、ご報告をしておきます。

一般会計に関する予算関係議案につきましては、予算決算委員会に付託され、当委員会は、文教民生分科会として担当部分の審査を分担することになります。したがって、議事の進行は、委員会と分科会を適宜切り替えて行いますので、ご協力をお願いいたします。

これより、協議事項1番、付託・分担案件の審査に入ります。

委員の皆さんは、SideBooks上のフォルダー、文教民生委員会、2024.12.16の中に配信しております委員会資料2ページ、議案付託・分科会分担表をご覧ください。

審査日程ですが、まず、委員会付託された議案のうち第90号議案から第117号議案までの説明、質疑、討論、表決を行い、次に、当分科会に分担されました第118号議案についての説明、質疑、討論、表決を、その後、残りの第119号議案からの委員会審査を行います。

次に、報告事項を挟み、続いて、委員のみで委員会及び分科会意見、要望等の取りまとめを行います。

委員の皆さん、当局の皆さん、説明、質疑、答弁に当たりましては、くれぐれも要点を押さえて、簡潔明瞭に行うなど、スムーズな議事進行にご協力をお願いいたします。

また、発言は、委員長の指名の後、必ず課名と名字をお願いいたします。

それでは、まず、第90号議案、財産の無償貸付についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

高年介護課、定元課長。

○高年介護課長（定元 秀之） 議案書の37ページをご覧ください。第90号議案、財産の無償貸付についてご説明いたします。

本案は、市において活用予定のない市有財産を無償で貸し付けることにより、当該市有財産の有効活用を進め、地域の福祉に寄与するため、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

無償貸し付けしようとする財産の種類は土地で、所在地番は豊岡市但東町中山679番1で、旧但東北中学校跡地です。公簿面積は6,249.6平米のうち、貸付面積は5,005平米であります。

無償貸付けとする理由についてですが、合併前の旧但東町がグループホーム及びケアハウスの介護施設の用地として、平成16年、2004年12月に20年間の無償貸付けを行っており、今年度末に

貸付期間が満了となることから、事業者より、引き続き事業を継続したい旨の申出があるため、今後20年間の無償貸付けを行うものであります。

現在、事業運営を行っておりますグループホーム及びケアハウス、両施設とも市内の利用者で満床であり、市としまして、今後の市の介護保険事業を実施するには欠かせない施設と考えています。

貸付期間は令和7年4月1日から令和27年3月31日までの20年間です。

貸付けの相手方等につきましては、医療法人社団創生会です。

説明は以上です。

○委員長（清水 寛） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） 異議なしと認めます。よって、第90号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、第91号議案ですが、第109号議案と関連があるため、先に第92号議案から審査したいと思いますので、ご了承願います。

それでは、第92号議案、豊岡市立竹野健康福祉センターの指定管理者の指定について、ほか1件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

社会福祉課、丸谷課長。

○社会福祉課長（丸谷 祐二） それでは、議案書の45ページをご覧ください。第92号議案でございます。

第92号議案、豊岡市立竹野健康福祉センターの指定管理者の指定については、引き続き現管理者であります社会福祉法人豊岡市社会福祉協議会を指

定しようとするものでございます。

指定期間につきましては令和7年4月1日から5年間としております。

なお、公の施設の概要等を47ページに添付しておりますので、ご清覧ください。

第93号議案について、続きましてご説明をさせていただきます。

49ページをご覧ください。第93号議案、豊岡市立但東健康福祉センターの指定管理者の指定期間変更については、令和4年12月27日に議決のありました第102号議案に係る指定管理者の指定期間を変更するため、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

豊岡市立但東健康福祉センターにつきましては、今年度末で指定期間が終了することとなっておりますが、活用策の検討において、現時点で結論を見いだすには至っておりません。このため、引き続き活用策を検討するため、指定期間を1年間延長いたしまして、令和8年3月31日までとするものでございます。

なお、公の施設の概要等を51ページ以降に添付しておりますので、ご清覧ください。

説明は以上です。

○委員長（清水 寛） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

福田委員。

○委員（福田 嗣久） 92号議案で、竹野の保健センター、福祉センターですけれども、新規に5年ということで、指定管理料は今のこの情勢を鑑みて、値上がりするんですか、上げるんですか。ちょっと教えてください。令和6年と比して。

○委員長（清水 寛） 丸谷課長。

○社会福祉課長（丸谷 祐二） この後の補正予算案のほうでも触れることになるんですけれども、人件費の高騰等を反映しておりまして、これまでよりも指定管理料については増額をしております。以上です。

○委員長（清水 寛） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） どれぐらいのパーセンテージ

上げられるのでしょうか。

○委員長（清水 寛） 丸谷課長。

○社会福祉課長（丸谷 祐二） 申し訳ありません。
今ちょっと手元に資料がございませんので、後ほど
答えさせていただきたいと思います。

○委員（福田 嗣久） ほんなら後で結構です。

○委員長（清水 寛） そしたら、後ほどよろしく
お願いします。

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） じゃあ、質疑を打ち切りま
す。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。第92号議案から第93号議
案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） 異議なしと認めます。よっ
て、第92号議案から第93号議案は、いずれも原
案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第94号議案、豊岡市立長寿園の指定管理
者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

高年介護課、定元課長。

○高年介護課長（定元 秀之） 議案書の53ページ
をご覧ください。第94号議案、豊岡市立長寿園の
指定管理者の指定については、引き続き現指定管理
者であります公益社団法人豊岡市シルバー人材セン
ターを指定しようとするものであります。

指定期間は令和7年4月1日から5年間として
おります。

なお、公の施設の概要等を55ページ以降に添付
しておりますので、ご清覧ください。

説明は以上です。

○委員長（清水 寛） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

福田委員。

○委員（福田 嗣久） これもまた5年の延長ですけ
ども、指定管理料は上げていくんですね。

○委員長（清水 寛） 定元課長。

○高年介護課長（定元 秀之） 指定管理料につつま
しては、同じく人件費の高騰、また長寿園でありま
すので、ガスまたは電気代の高騰もありますので、
増額をしております。

○委員長（清水 寛） ほかがございませんか。よろ
しいですか。

それでは、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決す
べきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） 異議なしと認めます。よっ
て、第94号議案は、原案のとおり可決すべきもの
と決定いたしました。

続いて、第95号議案ですが、こちら第109
号議案と関連があるため、先に104号議案から審
査したいと思いますので、ご了承願います。

それでは、第104号議案、豊岡市手数料条例の
一部を改正する条例制定についてを議題といたし
ます。

当局の説明を求めます。

窓口サービス課、川崎課長。

○窓口サービス課長（川崎 智朗） それでは、議案
書の107ページをご覧ください。第104号議案、
豊岡市手数料条例の一部を改正する条例制定につ
いてご説明いたします。

本案は、コンビニ等に設置されている多機能端末
機による証明書等の交付を促進するため、その交付
に係る手数料の特例を定めるとともに、手数料の徴
収に係る所要の規定の整備を行おうとするもので
す。

110ページをご覧ください。条例案要綱により
ご説明いたします。

改正の内容は、（1）で手数料を徴収しない場合

として、国または地方公共団体その他公共団体において、公用または公共用に使用するため申請があったときを加えることとしています。これは、これまでこうした請求については、市長が特別の事情があると認めたときの規定を適用し、手数料を免除しておりましたが、免除規定として明文化するものです。

(2)では、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に限り、コンビニ等に設置されている多機能端末機を利用した課税証明書、住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の付票の写し及び印鑑登録証明書の交付事務に係る手数料を300円から200円に引き下げること。

(3)では、手数料を徴収する事務から町名変更証明書の交付に係る規定を削除することとしています。この町名変更証明書につきましては、近年交付実績がないことから、今回規定から削除するものです。

2の附則において、この条例は令和7年4月1日から施行することとしています。ただし、第5条及び別表第1の改正規定は、公布の日から施行することとしています。

111ページ以降に新旧対照表を添付しておりますので、ご清覧ください。

説明は以上です。

○委員長(清水 寛) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

どうぞ。なら、須山委員。

○委員(須山 泰一) 1点教えてください。

これは3年、期限を切ってということですけど、これは豊岡市だけのことですか、それともほかもこういうふうにされて、豊岡市もやるということでしょうか。

○委員長(清水 寛) 川崎課長。

○窓口サービス課長(川崎 智朗) コンビニ交付の値下げについては、県内でいいますと、41市町のうち、今してないのが、豊岡市を含めて9市町だと思います。あとは全て、多かれ少なかれ手数料を下げられてるといったような状況でございます。以上です。

○委員長(清水 寛) よろしいですか。

○委員(須山 泰一) はい。

○委員長(清水 寛) 福田委員。

○委員(福田 嗣久) 今のその100円引きですけど、どれくらいの件数を想定されてますか。想定で、あくまでも想定ですけども、1年間で。

○委員長(清水 寛) 川崎課長。

○窓口サービス課長(川崎 智朗) 今回、手数料を下げます証明の種類については、昨年度実績で約9,500件ほどだったと思います。影響額が95万円ほどを想定しておりますので、9,500件ぐらいです。

○委員長(清水 寛) よろしいですか。

○委員(福田 嗣久) 結構です。

○委員長(清水 寛) ほかがございませんか。
[質疑なし]

○委員長(清水 寛) それでは、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(清水 寛) 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(清水 寛) 異議なしと認めます。よって、第104号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第105号議案、豊岡市高齢期移行者医療費の助成に関する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

国保・年金課、恵後原課長。

○国保・年金課長(恵後原孝一) それでは、113ページをご覧ください。第105号議案、豊岡市高齢期移行者医療費の助成に関する条例制定についてご説明いたします。

本案は、高齢期移行者に対し、条例に基づき医療費を助成し、福祉の増進を図ろうとするものです。条例の内容については、現行の豊岡市福祉医療費

の助成に関する規則における高齢期移行助成の制度内容を変えずに、見出し項目ごとに条文を整理し、規定したものとしております。

115ページをご覧ください。条例案によりご説明いたします。

制定の内容につきましては、第1条で目的でございます。高齢期移行者の医療費の一部を助成することにより、高齢期移行者の福祉の増進を図ることとしております。

第2条は定義で、当該条例で使用します用語を定義、意義を定めております。

第3条、対象者で、当該医療費助成の受給対象者の要件を定めております。市内に住所を有する65歳から69歳までで、属する世帯員全員が市民税非課税であること等を要件としております。

第4条、福祉医療費の支給では、支給の方法と支給額等を定めております。医療保険適用の医療費に係る被保険者等負担額から対象者の負担区分に応じまして、100分の20に相当する負担額の割合で一定限度額までの負担額を一部負担金として控除した額を福祉医療費として支給することとしております。

第5条、資格の認定では、支給を受けようとする者は、申請して認定を受けなければならないとする手続を定めております。

第6条から第8条は、受給者が助成を受ける方法等を定めております。

第9条から第11条は、受給資格が喪失等をするとき及びこれらに伴う手続を規定しております。

第12条は損害賠償等の調整を、第13条は福祉医療費の返還を、第14条は受給権保護について規定しております。

第15条では、当該条例の施行に当たって必要な事項は、規則に定めることとしております。

附則において、この条例は令和7年1月1日から施行することとしております。

また、経過措置として、第2項、第3項に条例施行前の規則の規定によりなされた処分、手続、その他の行為、そして、規則により既に交付されている

受給者証は、本条例の相当規定によりなされたものとみなすとしております。

説明は以上です。

○委員長（清水 寛） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） 異議なしと認めます。よって、第105号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第106号議案、豊岡市重度障害者医療費の助成に関する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

国保・年金課、恵後原課長。

○国保・年金課長（恵後原孝一） それでは、121ページをご覧ください。第106号議案、豊岡市重度障害者医療費の助成に関する条例制定についてご説明いたします。

本案は、重度障害者に対し、条例に基づき医療費を助成し、福祉の増進を図ろうとするものでございます。

条例の内容につきましては、現行の豊岡市福祉医療費の助成に関する規則における重度障害者医療費助成及び高齢重度障害者医療費助成の制度内容を変えずに規定しております。

先ほど説明いたしました第105号議案の豊岡市高齢期移行者医療費の助成に関する条例案と同じ見出し項目を立てて、同じ構造で整理しておりますので、主な項目のみを説明させていただきます。

123ページをご覧ください。制定の主な内容につきましては、第1条、目的で、重度障害者の医療費の一部を助成することにより、重度障害者の福祉

の増進を図ることとしております。

第3条では、当該医療費助成の受給対象者の要件を定めております。本条例の対象者は、障害の程度要件では、第2条第1項第1号に規定しております重度障害者、具体的には、現行制度と同じく、身体障害者手帳1、2級の所持者、療育手帳A判定、または精神保健福祉手帳1級と認定された者になります。住所要件につきましては、市内に住所を有する者として、所得要件では、当該本人、配偶者、扶養義務者で、当該重度障害者の生計を維持する者全員の市民税の所得割額の合計額が23万5,000円未満であること等、いずれにも該当する者等と規定しております。

第4条では、福祉医療費の支給になりますが、支給の方法と支給額等を定めております。医療保険適用の医療費に係る被保険者等負担額から入院以外の療養の場合は、保険医療機関ごとに1日につき600円、低所得者につきましては400円を上限として、被保険者等負担額に相当する額を一部負担金として控除した額を福祉医療費として支給をすること。また、入院療養の場合は、同月内の同一保険医療機関の療養費について、当該医療費の100分の10相当額で、1医療機関ごとに月額2,400円、低所得者については1,600円を限度として、被保険者等負担額に相当する額を一部負担金として控除した額を福祉医療費として支給すること。同条の第2項、第3項では、入院以外と入院の療養が継続する場合の支給の取扱いについて規定をしております。

127ページの下、3分の1辺りからをご覧ください。附則です。附則において、この条例は令和7年1月1日から施行することとしております。

また、経過措置として、第2項、第3項に現行規則の規定によりなされた処分等、そして、規則により交付された受給者証は、本条例の相当規定によりなされたものとみなすとしております。

第4項の内容につきましては、対象者の所得制限の特例規定で、所得判定する市民税の所得割額を算定する際に、平成22年度税制改正で廃止されまし

た年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分を戻して、改正前の規定を適用して税額を算定することとしています。条例制定後も現行と同じこの算定額により対象者の所得制限の要件該当性を判定することとしております。

説明は以上です。

○委員長（清水 寛） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

福田委員。

○委員（福田 嗣久） 先ほどの前号も含めてですけども、規則から条例へということで、それは理解はよくできるんですけども、何ていいますか、それをすることによって、今の重度障害者含め、障害者の方々含めて、手厚くするという方向性はあるんですか。条例化することによって、施策を手厚くするという考え方は底辺にあるんですか。

○委員長（清水 寛） 恵後原課長。

○国保・年金課長（恵後原孝一） 今回の条例制定につきましては、規則と同じということで作くりをしておりますので、そこまでの制度設計といえますか、そういうところに踏み込んだことはしておりません。以上です。

○委員長（清水 寛） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） そうだろうという想定で聞いてるんですけども、今後について、今の障害者の方、それから、もう一つ何だったいな、高齢期移行者医療費、その全て手厚くしていこうという思いはあるのかないのか。その辺をちょっと聞かせてください。規則から条例へということは理解をしますけども。あまりないんかどうか。

○委員長（清水 寛） 恵後原課長。

○国保・年金課長（恵後原孝一） 市としてそういった考えを検討するというか、そういったことがありませんでしたので、ちょっと今お答えはしかねます。

○委員長（清水 寛） 植田部長。

○市民部長（植田 教夫） 先ほど恵後原課長のほうから申しあげましたとおり、市としてどういうふうにするかというふうなところまでは検討していないんですけども、ただ、今の制度自身が県が定めた

制度を踏襲している、県との共同事業というふうなことの枠を超えてっていうことは、今のところは考えておりません。

○委員（福田 嗣久） 了解させていただきました。
よろしいです。

○委員長（清水 寛） ほかがございませんか。
〔質疑なし〕

○委員長（清水 寛） それでは、質疑を打ち切ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） 討論を打ち切ります。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） 異議なしと認めます。よって、第106号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第107号議案、豊岡市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例制定についてを議題いたします。

当局の説明を求めます。

国保・年金課、恵後原課長。

○国保・年金課長（恵後原孝一） 129ページをご覧ください。第107号議案、豊岡市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例制定についてご説明いたします。

本案は、ひとり親家庭等に対し、条例に基づき医療費を助成し、福祉の増進を図ろうとするものです。

条例の内容につきましては、現行の豊岡市福祉医療費の助成に関する規則における母子家庭等医療費助成制度と同じ内容で規定しております。

さきに説明いたしました第105号議案の豊岡市高齢期移行者医療費の助成に関する条例案と同じつくりで整理しておりますので、本条例案につきましても、主な項目のみの説明とさせていただきます。

131ページをご覧ください。制定の内容につきましては、第1条、目的で、母子家庭の母子、父子

家庭の父子及び遺児の医療費の一部を助成することにより、これらの者の福祉の増進を図ることとしております。

第3条は、当該医療費助成の受給対象者の要件を定めております。市内に住所を有する者であって、ひとり親家庭の児童を監護する親とその児童、または父母のいない児童で、当該世帯の生計維持者の所得が児童扶養手当の支給基準未満であること等を要件としております。

次の第4条では、福祉医療費の支給方法と支給額等を定めております。医療保険適用の医療費に係る被保険者等負担額から入院以外の療養の場合は、保険医療機関ごとに1日につき800円、低所得者については400円を上限として、被保険者等負担額に相当する額を一部負担金として控除した額を福祉医療費として支給すること。また、入院療養の場合は、同月内の同一保険医療機関の療養につきまして、当該医療費の100分の10相当で、1医療機関ごとに月額3,200円、低所得者については1,600円を限度として、被保険者等負担額に相当する額を一部負担金として控除した額を支給することとしております。同条の第2項及び第3項では、入院以外と入院の療養が継続する場合の支給の取扱いについて規定をしております。

136ページをご覧ください。附則において、この条例は令和7年1月1日から施行することとしております。

また、経過措置として、第2項、第3項に現行規則の規定によりなされた処分等、そして、規則により交付された受給者証は、本条例の相当規定によりなされたものとみなすとしております。

説明は以上です。

○委員長（清水 寛） 説明は終わりました。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） 質疑を打ち切ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） 異議なしと認めます。よって、第107号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第108号議案、豊岡市こども医療費の助成に関する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

国保・年金課、恵後原課長。

○国保・年金課長（恵後原孝一） 137ページをご覧ください。第108号議案、豊岡市こども医療費の助成に関する条例制定についてご説明いたします。

本案は、子供に対し、条例に基づき医療費を助成し、福祉の増進を図ろうとするものです。

まず、本条例案の内容につきましては、現行の豊岡市福祉医療費の助成に関する規則における乳幼児等医療費助成及び豊岡市こども医療費の助成に関する規則によりますこども医療費助成の制度と同じ内容で規定をしてございます。

さきに説明しました第105号議案の豊岡市高齢期移行者医療費の助成に関する条例案と同じつくりで整理をしておりますので、主な項目のみを説明させていただきます。

139ページをご覧ください。制定の主な内容につきましては、第1条は目的で、子供の医療費の一部を助成することにより、子供の福祉の増進を図ることとしております。

第2条の定義では、当該条例で使用する用語の意義を定めております。現在実施しております子供に係る福祉医療費助成制度は、対象年齢によりまして、豊岡市福祉医療費の助成に関する規定で乳幼児等を、豊岡市こども医療費の助成に関する規則でこどもを、定義しております。これらの現行規則を一本化する本条例案では、条例名に使用する「こども」の範囲と混同を避けるため、用語の整理をしてございます。小学3年生までの者を現行と変わらず「乳幼児等」、小学4年から中学3年生までの者を現行で

は「こども」と定義しておりますが、本条例案では「児童」としてございます。そして、「乳幼児等」及び「児童」を合わせて「こども」と定義しております。

第3条は、当該医療費助成の受給対象者の要件を定めております。助成を受ける子供の保護者は、市内に住所を有する保護者で、かつゼロ歳児の保護者、またはゼロ歳児以外の保護者等の場合は、保護者等生計を維持する者の市町村民税の所得割額の合計額が23万5,000円未満であること等を要件としております。

第4条では、福祉医療費の支給方法と支給額等を定めております。医療保険適用の医療費に係る被保険者等負担額から、入院以外の療養の場合で、乳幼児等に対し医療保険給付が行われたときは、被保険者等負担額から、保険医療機関ごとに、1日につき800円、低所得者については600円を上限として、被保険者等負担額に相当する額を一部負担額として控除した額を福祉医療費として支給すること。また、児童に対し医療保険給付が行われたときは、被保険者等負担額に相当する額の3分の1の額を福祉医療費として支給すること。つまりは、現行の自己負担割合は医療費の3割とされておりますので、医療費の1割相当額を助成し、自己負担を2割とするものでございます。そして、入院療養の場合につきましては、被保険者等負担額に相当する額を福祉医療費として支給することとしています。よりまして、自己負担額は無償というふうなことになります。同条の第2項、第3項では、入院以外と入院の療養が継続する場合の支給の取扱いについて規定してございます。

143ページの真ん中辺りからご覧ください。附則です。附則において、この条例は令和7年1月1日から施行することとしています。

また、経過措置として、第2項、第3項に現行規則の規定によりなされた処分等、規則により交付された受給者証は、本条例の相当規定によりなされたものとみなすとしてございます。

第4項以降については、本則の特例として、現行

規則の有効な附則と同じ内容を規定しております。まず、第4項については、市民税額の算定の特例規定で、所得判定する市民税の所得割額を算定する際に、平成22年度税制改正で廃止されました年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分を戻し、改正前の規定を適用して税額を算定することとしております。条例改正後も現行と同じこの算定額によりまして、対象者の所得制限の要件該当性を判定することとしております。

次の第5項から第8項までにつきましては、令和8年6月30日までの間の時限措置を定めたものになります。第5項につきましては、対象者の特例で、乳幼児等の保護者に対する福祉医療費の支給は、対象者である保護者等の所得割額の合計額が所得制限額未満であることと本則で定めております所得要件を適用しないことを規定しております。いわゆる乳幼児等医療費助成の所得制限の撤廃の規定になります。

そして、第6項からは、福祉医療費の支給額の特例を定めております。第6項では、乳幼児等の外来受診に対する福祉医療費の支給額については、本則の規定にかかわらず、医療保険の被保険者一部負担金の額に相当する額としております。いわゆる乳幼児等医療費の外来診療の自己負担無償化を規定したのになります。

また、第7項は、小学4年から中学3年までの児童の外来受診に対する医療費の自己負担を定率2割負担で、負担上限を1,600円とすること。

第8項では、小学4年から中学3年までの児童の外来受診に対する医療費の自己負担について、保護者等の所得判定対象者が非課税の場合は無償にすることとしております。

説明は以上です。

○委員長（清水 寛） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

前田委員。

○委員（前田 敦司） 今ので、内容に関しては多分すごいしっかり吟味されてやっておられると思うんですが、1つ、この定義が気になったんですけど、

「乳幼児等」でゼロ歳から9歳までも呼ぶっていうのと、「児童」が9歳から15歳っていうところ、これって、教育委員会的な定義と何かずれる気がしているんですけど、その辺りは大丈夫なんでしょうか。誤解を招きそうだなと思っているんですが、いかがでしょうか。

○委員長（清水 寛） 恵後原課長。

○国保・年金課長（恵後原孝一） 「児童」の定義につきましては、いろいろな法律でもその対象年齢が違っております。そういったこともありますし、今回この条例の中で規定する、呼称するとか、そのことですので、この条例に限っての意味合いということで理解ください。以上です。

○委員長（清水 寛） 前田委員。

○委員（前田 敦司） そこは理解できます。ありがとうございます。

ちょっと参考までに、教育委員会としてはどういうところで、どうしておられるんですか。勉強までに教えてください。（発言する者あり）年齢に応じた呼び方です。

○委員長（清水 寛） 正木次長。

○教育次長（正木 一郎） ちょっと今、具体的な法令等は持ち合わせておりませんので、また後ほど調べまして、お答えをさせていただきたいと思います。

○委員長（清水 寛） 前田委員。

○委員（前田 敦司） 分かりました。すみません。

じゃあ、また個別に教えてください。以上です。

○委員長（清水 寛） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） 異議なしと認めます。よって、第108号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第109号議案、豊岡市立総合健康ゾーン健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

健康増進課、武田参事。

○健康増進課参事（武田 満之） 議案書の145ページをご覧ください。第109号議案、豊岡市立総合健康ゾーン健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、豊岡市立総合健康ゾーン健康増進施設について、施設の利用料金の限度額の引上げ等を行おうとするものです。

148ページをご覧ください。改正の内容につきましては、条例案要綱により説明いたします。

改正の内容は、健康増進施設のうち、プール、トレーニングジム、スタジオ及び浴室の利用料金の限度額を引き上げ、クライミングウォールの施設を廃止し、専用ロッカーの利用区分を月単位とするものです。

健康増進施設は、民間のノウハウを活用した効率的な施設運営による市民サービスの向上を図るため、利用者から収受した利用料金を事業者の収入とする利用料金制度を採用し、独立採算による運営を行っております。2025年度から始まる第2期事業の開始に当たりまして、施設を安定的に運営できるよう、利用料金の限度額を引き上げるとともに、利用状況等も踏まえる中で、クライミングウォール等の施設の廃止、またロッカー利用区分の変更を行います。

ただし、実際の利用料金は、そのときの社会情勢や事業者の経営状況を踏まえ、事業者が利用料金の額と理由を市長に申し出て、市長が適正であると判断することにより決定する手順を通しているため、いきなり限度額まですぐに引き上げるといったことは想定しておりません。

なお、149ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご清覧ください。以上です。

○委員長（清水 寛） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

○委員（福田 嗣久） よろしいか。

○委員長（清水 寛） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） 限度額の設定で了解するんですけども、4月1日から、引上げは市長の届出ということで、上げる予定があるのだろうか。

○委員長（清水 寛） 武田参事。

○健康増進課参事（武田 満之） 事業者のほうから今、先ほどもありましたように、光熱水費、特にガス代の値上げというのが想定されていますことと、あと、事業者に、従業員につきまして、人件費のほうを上げたいというようなこともありますので、4月の段階で少し利用料金のほうを上げさせていただきたいというふうに考えています。

○委員（福田 嗣久） 了解いたしました。

○委員長（清水 寛） よろしいですか。

ほかございませんか。

森垣委員。

○委員（森垣 康平） 1点だけ。ほかのやつは全部分かるんですけど、この専用ロッカー、これは実質値上げになるんですか、値下げになるんですか。どういうふうに解釈されてますか。

○委員長（清水 寛） 武田参事。

○健康増進課参事（武田 満之） こちらのほうにつきましては、当初の条例の中で、1日当たりの利用料金額を決めていたんですけども、実際の契約の仕方につきましては、1か月当たり幾らというような、実際の取り方はしておりますので、基本的には同じといえますか、そういうような考え方でやっておりますので、今回は少し引き上げる予定にしておりますけれども、その中で限度額を引き上げるというか、そういうようなことで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（清水 寛） よろしいですか。

○委員（森垣 康平） ありがとうございます。

○委員長（清水 寛） ほかがございませんか。

〔質疑なし〕

○委員長（清水 寛） それでは、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） 異議なしと認めます。よって、第109号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、戻りまして、第91号議案、事業契約の締結について、第95号議案、豊岡市立総合健康ゾーン健康増進施設の指定管理者の指定についてを一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

健康増進課、武田参事。

○健康増進課参事（武田 満之） それでは、91号議案と95号議案のほう、引き続き説明させていただきたいと思います。

議案書の41ページをご覧ください。91号議案、事業契約の締結についてご説明いたします。

本案は、豊岡市立総合健康ゾーン健康増進施設の運営・維持管理事業の事業契約を締結することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により、議会の議決を求めるものです。

本事業は、民間事業者の技術やノウハウを生かした運営を行うため、PFI法に基づき、公募型プロポーザル方式により選定されました事業者と事業契約を締結するものであり、9月13日に運営事業者選定委員会による審議を実施し優先交渉権者を決定し、10月18日に基本協定、11月20日に仮事業契約の締結を行っております。

契約の方法は随意契約で、契約の金額は10億1,290万円、契約の期間は、本案の議決した日から令和17年3月31日までとし、契約の相手方は、本事業の委託のために設立された特別目的会社である豊岡総合健康ゾーンPFI株式会社です。現在、運営・維持管理を委託してる事業者と同じ事業者となります。

43ページに事業の概要を添付しておりますので、ご清覧ください。

引き続きまして、95号議案、議案書の57ページをご覧ください。第95号議案、豊岡市立総合健康ゾーン健康増進施設の指定管理者の指定については、公募により選定した豊岡総合健康ゾーンPFI株式会社を指定しようとするものです。

豊岡総合健康ゾーンPFI株式会社は、健康増進施設の運営・維持管理を受託するために設立された特別目的会社であり、施設の現在の運営・維持管理の事業者と同じです。

施設の運営につきましては事業者の構成会社であるコナミスポーツ株式会社、維持管理につきましては株式会社合人社計画研究所が担当することになります。指定期間につきましては、令和7年4月1日から10年間としております。

なお、公の施設の概要等を59ページのほうに添付しておりますので、ご清覧ください。

説明は以上です。

○委員長（清水 寛） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

荒木委員。

○委員（荒木慎太郎） ウェルストークに通っておられる会員様から私のほうに契約延長されるんかっていうすごい不安の声がたくさんいただいております。可能であれば、どんな形かちょっとまだ分からないんですけど、契約延長になりましたって、ちょっと不安を解消するような告知を何かしらでしていただけるとありがたいと思うんですけど、その辺いかがでしょうか。

○委員長（清水 寛） 武田参事。

○健康増進課参事（武田 満之） そちらのほうの契約の結果につきましては、市のホームページのほうで、事業者のほう決まりましたということでは、仮契約の段階でなんですけれども、公表しておりますけれども、事業者のほうに相談しまして、利用者の方に安心していただけるように、引き続き運営をしますので来てくださいというような、そういうようなことで、事業者と相談しまして周知したいと思い

ますので、よろしくお願いします。

○委員長（清水 寛） よろしいですか。

ほかございませんか。

福田委員。

○委員（福田 嗣久） 43ページの指定管理料の10億1,200万円へ引き上げた内訳が裏に書いてあるんですけども、まず、開業準備、人材派遣に係るプログラム作成・支援、同じく保健指導に係るプログラム、特定高齢者を対象とした介護予防、それから運営・維持管理業務に係る費用、それから維持管理業務（経常修繕）ということで、合わせて10億1,290万円ですか、ということなんですけども、これが、前回の指定管理料が7,000万円何ぼだったかな。それで、30.3%増加することになるんですけども、この根拠をちょっとそれぞれ教えていただけますか、今私が申し上げた、1、2、3、4、5、6段に明記されております。

○委員長（清水 寛） 武田参事。

○健康増進課参事（武田 満之） 開業準備に係る費用といいますのが、第2期事業に当たりまして、市民の方に周知したりっていうようなことと、あと準備ですね、規則の関係とか、あと備品の整備というように、始まるまでに準備するようなことで、これは第2期事業に対しまして、新たにしなければならぬ業務というようになります。

それとあと、人材派遣に係るプログラムと、あと特定高齢者を対象とした介護予防に係るプログラムにつきましては、これは介護保険のほうの対象の事業というようにことで対応してるような事業でございます。市民の方に介護予防するということで、一般の市民の方が介護にならないようにということで、一般の方を対象にしたのが人材派遣に係るプログラムということで、健康教室とか講話とかというように、市民に対して、地区とか、そういうようなものに対して講話とか指導していくというのが上の事業でございます。

そしてあと、特定高齢者を対象にした介護予防プログラムにつきましては、現在、高年介護課のほうで実施しておりますから元気塾とか、あと、介護

の自立が難しいという方に対して、リハビリの理学療法士のほうが訪問するというような、そういう事業をしておりまして、そちらのほうの介護予防の事業を実施するというようなことになっておりまして、こちらのほうについては、今後強化していくといいますか、できるだけ介護保険料を削減していくというような意味から、こちらのほう力を入れさせていただきまして、新しい事業も増えてるというようなことで、少し委託料のほうが高くなっているというようなことでございます。

あと、保健指導に係るプログラムにつきましては、これは国保の事業になっておりまして、こちらにつきましては、ほぼほぼ第1期事業と金額的には一緒というように、できるだけその事業を効率的にするために、ちょっとやり方を見直しまして、これまで個別指導をしていたものを集団指導にするとかいうようなことで、こちらのほうは事業費のほうはほぼ第1期事業と変わらないというようにことになっております。

あと、運営・維持管理に係る費用につきましては、やはり人件費のほうが少し高くなっておりますので、少し第1期事業より事業費のほうが高くなっております。

一番最後の維持管理業務については、経常修繕に係る費用ということで、今後10年間に、更新する機械設備とか、修繕費用のほうをあらかじめ費用のほうに盛り込んで、事業者へ委託して実施するというようなことです。これにつきましては、第1期事業で課題となっております、第1期事業のときには地盤沈下とか急遽な機械の故障とかというものに対して、その都度その都度対応していたわけなんですけれども、第2期事業につきましては、10年間で故障する部分とかを事前に、状況を見ながら、予防的に修理していくというように、別途この1億6,500万円ですね、そちらのほうをつけることによって、事業者が安心して経営できるというか、すぐに工事に対応できるというように、ここの部分につきましても、第2期事業で別途この工事費がついていきますか、事業費のほうを

計上してるというようなことで、総額10億円というようなことで、少し第1期よりも高くなっておりますけども、そういうような事業者の安定的に経営するというような観点から、少しかつこういうような予算を立てさせていただいております。以上です。

○委員長（清水 寛） はい。

○委員（福田 嗣久） 説明をいただきまして、少しずつ分かるんですけども、この運営・維持管理業務の人件費などの増、これが4億4,800万円がどれくらい上がっているのかという数字でお示しをいただきたいのと、それから、維持管理業務の1億6,500万円ですけども、これが補正予算で上がっております2億9,000万円か、あれとの兼ね合わせはどうかということも少し教えていただきたいですね。補正予算で2億9,000万円今回上がって、それから今の10年間の維持管理業務として1億6,500万円ということは、合わせて4億5,000万円強になりますので、その辺がどうか、整合が取れているのか。この辺はちょっと気になるところですね。

○委員長（清水 寛） 武田参事。

○健康増進課参事（武田 満之） 先ほどの経常修繕の関係なんですけども、今度、債務負担行為のほうで上げさせていただいています2億8,000万円につきましては、現在15年経過してるわけなんですけれども、約15年から20年間の間で耐用年数が来ているような、そういう給排水設備とか、LEDとか、そういうようなものの機械設備の更新というようなことになりますので、その中で、その金額の中で、15年から20年に耐用年数が来るものについては対応できるんですけども、その後、あと5年間ないし10年間のその期間の中で更新する部品や機器もあるということで、そちらのほうの対応するのに今回の1億6,500万円のほうはするというようなことで、重なっているものではなくて、今回15年目で更新しなければならないほかに、あと10年間の間に更新しなければならない部分を更新するための費用というふうに考えていただければいいと思います。

あと、運営・維持管理業務につきましては、少し手元に資料がないので、また確認させていただいて……。

○委員（福田 嗣久） 後で資料おくれるか。

○健康増進課参事（武田 満之） はい、資料ということで、比較できるような形で。

○委員（福田 嗣久） お願いします。

○委員長（清水 寛） じゃあ、後ほど、よろしくをお願いします。

○委員（福田 嗣久） もう一つついでにと言ったら悪いですけど、総合健康ゾーンPFI株式会社か、さっきコナミと合人社言われたんですか、それと建設業者とでしようけども、その決算書はよく見られるんですか。

○委員長（清水 寛） 武田参事。

○健康増進課参事（武田 満之） すみません、こちらにつきましては、毎年、市のほうの決算審査でも市のほうに公表してますし、毎年毎年、事業報告をまとめていただいておりますので、そちらのほうを確認させていただいております。

○委員長（清水 寛） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） 私もチェックはしてるんですけど、非常に安定した経営をされてますので、その安定した経営と、今おっしゃって、説明をそれぞれいただいた市が持ち出す分と、あるいは人件費、委託管理、指定管理ですか、そういう費用との兼ね合わせが本当にうまくいってるのかなということの一つ感じるんです。けちをつけるつもりはないんですけども、市が直営する施設の指定管理料、さっき申し上げた指定管理料のなかなか厳しい査定があって、上がらない状況があるのと、今のウェルストークについては、手厚いという感じもするんですけども、それが整合が取れているのか。いろんな施設を厳しい査定をしながら、今おっしゃったこの辺については、非常に甘いとは言いませんけども、感じがする。それと、経営体自体が非常に自己資本を積んできておられて、良好な運営をされてる。それはいいことなんですけども、結局、片や良好な運営をされる、片やそうじゃないとこも結構出てくるという

中で、バランスを欠くような気もするんですけども、その辺まで健康福祉部で考えておられるのかどうか。これは部長しか答弁できないのか分からんけどね。課長でもよろしいで、どうぞ。

○委員長（清水 寛） 原田部長。

○健康福祉部長（原田 政彦） 健康福祉部の中で指定管理施設っていうのは何か所かあるんですけども、ただ、この健康増進施設、このウェルストークの施設が非常に手厚いのかどうかっていうのは、これは考え方によると思うんです。といいますのが、ここの施設を運営していただいているPFIのほうで、年間目標人員っていうのをいつも出しておられるんです、設定されてます。それが24万1,000人なんですけれども、やはりそれが高いか低いかわっているのは、それは努力次第だと思ってます。そこを24万1,000人に近づく場合もありますし、なかなかそこに行かない場合もある。今回コロナがありましたので、なかなかそこに届かないような場合もありました。ですので、内部留保金にしましても、毎年利益剰余金ですか、これも多い時期は700万円とか1,000万円ありましたけども、少ないときには、それこそ本当に100万円とか50万円とか、そんな年度もありましたので、そこはどういう取組をされたかによる結果ですから、ただ、ここは一生懸命創意工夫の中でやっておられて、そういう余剰金が積み上がってきたということが言えますし、ほかのところは、なかなか利用者を集めるのに苦労されてるところもありますし、あるいは、特にPRをしなくても利用者がどんどん入ってくるところもあります。そんな中での経営をされ、指定管理をしていただいているということで、なかなかちょっと全体が見れてませんので、何とも言えませんが、それぞれの施設ごとのやり方でそれぞれの経営をされているというように理解していただけたらと思います。

○委員長（清水 寛） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） そういう理解と、三、四年は厳しい数字が出とったというのは分かるんですけども、それでも安定したところになってますので、

それはそれで結果オーライでオーライだと思いますけれども、何となくちぐはぐな感じもしましてね、健康増進という施設を考えてみた場合ね。それは先ほどの竹野の保健福祉センターでもそうなんですけども、あるいは但東でもそうですけど、健康増進という大きな大儀名目をうたいながら、あまりにも集中して、片やしっかりとすると、片やふらふらするのと、非常に差があるなという気がするので、その辺は健康福祉部のほうでよく考えていただいて、これはこれでいいですよ、別に悪く思ってるわけじゃないですけども、バランスのいい状況を考えていただきたいということをお願いしておきます。

それで、今の指定管理料の収入と、それから料金収入はもちろん会社側に入るんですね、そういうことですね、はい。経営がなかなかびたっと見えてないんでね、これ上っ面だけで分かりませんけども、しっかりされてますんで、それは評価させていただきます。以上でよろしい。

○委員長（清水 寛） ほかがございますか。

須山委員。

○委員（須山 泰一） ごめんなさい、申し訳ない。教えていただきたいですけど、このウェルストークの場合、10億円幾らというのは、10年間の指定管理料って考えたらええんですか。これは、指定管理料というのは毎年別にありますか、どうでしょうか。これですか。

○委員長（清水 寛） 武田参事。

○健康増進課参事（武田 満之） これはPFI法でいいですよ、指定管理料ではなしに、サービス対価ということで、委託料という形で今回っていうか、2025年度からは支払うという形になりまして、指定管理につきましては、利用者のほうから利用料金を頂くというようなことで、それをするために指定管理の指定を受けなければならないということになっておりますので、基本的には委託料で支払うというようなことで理解していただけたらいいと思います。

あと、指定管理料というのは基本的には支払わないというようなことで、事業者に対しましては。お

願います。

○委員長（清水 寛） 須山委員。

○委員（須山 泰一） 分かりました。

ここは指定管理料を支払わないっていうことですけど、さっき初めのほうで福田委員がほかの健康福祉センターとかの指定管理料の増額のこととかも言われてたけど、そういうのの一覧みたいなんが何かありますよね。（発言する者あり）ありますよね。予算か決算か。あれはどういうときに出る、どっかあるんですかね、そういう資料は。（「これ、見せてあげるで。それは今年度までの分かな。それです。どこだったかな」と呼ぶ者あり）

どっかで入るっていうことですね。分かりました。ありがとうございます。

○委員長（清水 寛） よろしいですか。

○委員（須山 泰一） よろしいです。

○委員長（清水 寛） ほかがございますか。よろしいですか。

〔質疑なし〕

○委員長（清水 寛） それでは、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。第91号議案及び第95号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） 異議なしと認めます。よって、第91号議案及び第95号議案は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定しました。（「休憩しますか」と呼ぶ者あり）もう一つしてから休憩しましょう。

次に、第117号議案、豊岡市立小学校及び中学校の設置に関する条例及び豊岡市立学校施設の使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

教育総務課、野崎参事。

○教育総務課参事（野崎 律男） それでは、議案書の197ページをご覧ください。第117号議案、豊岡市立小学校及び中学校の設置に関する条例及び豊岡市立学校施設の使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明をさせていただきます。

本案は、竹野小学校及び竹野中学校を廃止いたしまして、新たに、新たな学校種である義務教育学校として竹野学園を設置するというものです。

201ページの条例案の要綱を基に説明をさせていただきます。201ページご覧ください。

改正の内容につきましては、第1条で、新たな学校種である義務教育学校を設置するため、題名を豊岡市立小学校、中学校及び義務教育学校の設置に関する条例と改めるものです。並びに竹野中学校及び竹野小学校を廃止いたしまして、新たに義務教育学校を設置し、名称を竹野学園とすることです。また、学校の位置につきまして、来年の1学期につきましては、現竹野小学校と竹野中学校それぞれの校舎を使用することとしておりまして、所在地につきましては、両校の所在地を併記して書いているということです。

続きまして、第2条なんですけども、学校の位置につきまして、2学期から校舎を現竹野中学校のところに集約するというので、2学期からは竹野小学校の所在地を削るという改正を行います。

第3条で、学校施設の使用料の徴収に関する条例について変更させていただいてます。こちらも現竹野小学校の校舎を学校施設の使用料っていうことで記載をさせていただいてますけども、こちらも竹野学園ということで改正を行うという内容です。

続きまして、第4条で、2学期から現竹野中学校に行くということで、学校施設の一覧の中から現竹野小学校の所在を削除するというのもさせていただいてます。

次に、附則のほうなんですけども、附則の第1項で施行期日について、1条及び第3条の改正については、令和7年4月1日から施行ということです。

ただし、2条、4条ということで、あと附則第2項ですね、こちらにつきましては、小学校のほうが中学校の敷地内に移動する2学期から削除という形になりますので、令和7年9月1日から施行するという形にしております。

また、第2項では、関連の条例ということで、例えば放課後児童クラブですとか、市営住宅の設置及び管理に関する条例、給食センターの設置及び管理に関する条例、いじめ防止委員会ということで、この部分につきましては、小学校の名称が記載されているものを基本としまして、所要の規制を制定して、整理をさせていただいてるというものです。

202ページからは新旧対照表を添付しておりますので、そちらをご清覧ください。

説明は以上です。

○委員長（清水 寛） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） よろしいですか。質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） 異議なしと認めます。よって、第117号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで委員会を暫時休憩します。再開は10時50分。

午前10時41分 委員会休憩

午前10時48分 委員会再開

○委員長（清水 寛） それでは、委員会を再開いたします。

正木次長。

○教育次長（正木 一郎） 先ほど保留をさせていただきました児童の定義なんですけれども、学校教育

法におきましては、小学校、また、先ほどありました義務教育学校の前期課程、こちらのほうを児童というふうに呼びます。一方で、児童福祉法、これ保育所なんかはそれに該当するんですけども、こちらのほうでは18歳未満、もう全員が児童というふうなことで、さらには、区分けとして、就学前の1歳に満たない者を乳児、それから1歳から小学校入学までの間を幼児、小学校に入りましてからは少年と、こういうふうと呼ぶというふうなことであります。

児童っていうふうな言葉の定義、非常に広いんですけども、これは児童福祉法だけじゃなくて、例えば児童虐待防止法ですとか、民法なんかでも広く児童というふうなことで呼ばれてるというふうなことで、今回、こども医療費のほうで言葉の定義として児童を使われてるということに関して、教育委員会のほうから特に申し上げることはございませんけど、定義としてはそういうことになってるということでご説明させていただきます。以上です。

○委員長（清水 寛） ありがとうございます。

委員会を暫時休憩します。

午前10時50分 委員会休憩

午前10時50分 分科会開会

○分科会長（清水 寛） ただいまより文教民生分科会を開会します。

まず、第118号議案、令和6年度豊岡市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

当局の説明は、組織順の課単位で、一気に説明をお願いします。なお、説明は、歳出、続いて所管に係る歳入、債務負担行為、最後に地方債の順でお願いします。

なお、質疑は、全部署の説明が終わった後に一括して行います。

それでは、くらし創造部から、順次説明をお願いします。

くらし創造部生活環境課、和田課長。

○生活環境課長（和田 哲也） それでは、第118号議案、令和6年度豊岡市一般会計補正予算（第6号）のうち生活環境課分についてご説明申し上げます。

す。

まず、歳出から説明いたします。

議案書の235ページをご覧ください。説明欄の下から3枠目の基金管理費のうちの財政調整基金積立金です。こちら80万円の減額となっていますが、このうち生活環境課分につきましては、10万円を増額するものでございます。これは、本年7月にアートトラックグループ沙弥嘉丸水産主催のチャリティーイベント、第3回デコトラ野郎祭が昨年に引き続き但馬空港で開催されました。その際の売上げの一部10万円を交通安全対策事業で活用いただきたいということで寄附いただきましたので、財政調整基金に積み立てるものでございます。

続きまして、237ページをご覧ください。説明欄のほぼ中段の防犯対策事業費の補助金、自動録音機能付電話機等購入事業費です。市内の65歳以上の方を対象に、自動録音機能付電話機等の購入に対して、上限1万円の補助金を交付するもので、事業の期間は来年の2月7日までとしており、12月6日現在で580人の方にご利用いただき、金額では569万1,165円となっています。

事業費につきましては、9月議会でも200万円の増額補正を認めていただきましたが、10月、11月の二月で200件程度の申請があり、期間中に予算が不足する見込みのため、再度200万円の増額をお願いするものです。

なお、財源といたしましては、後ほど説明いたしますが、全額県支出金を充当することとしています。

続きまして、251ページをご覧ください。上から2つ目の枠、大気汚染対策事業費です。県からの委託事業といたしまして、防災センター等に設置されている大気汚染測定局を市で維持管理しており、その費用についても一旦市が負担し、その後、県から管理委託金を頂くという形にしていたのですが、来年度から県が直接民間会社に委託される方向で調整しておりまして、今年度には、先んじて電気代の一部を県が直接支払うということになりましたので、その分、8万3,000円を減額するものでございます。

次に、一番下の枠、塵芥処理事業費です。北但行政事務組合の2023年度の決算確定及び進入道路斜面崩壊災害復旧工事の竣工に伴いまして関係市町負担金を精算するもので、2,789万7,000円の減額となっています。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

228ページをご覧ください。一番下の表、県補助金です。

229ページの説明欄をご覧ください。自動録音電話機等普及促進事業費補助金200万円につきましては、歳出で説明しました自動録音機能付電話機等購入事業費に対する県の補助金でございます。

231ページをご覧ください。一番上の表、委託金でございますが、説明欄の上から3つ目の枠、大気汚染常時監視網管理委託金でございますが、これも歳出で説明しましたとおり、電気代を8万3,000円減額しますので、県からの管理委託金についても同額を減額するものです。

続きまして、3つ目の表、寄附金でございますが、説明欄の一番上、一般寄附金77万5,000円のうちの10万円につきましては、歳出で説明しましたデコトラ野郎祭の収益金の一部を寄附いただいたものでございます。

次に、233ページをご覧ください。一番下の表、市債でございますが、説明欄の上から3つ目の枠、清掃施設整備事業債150万円につきましては、2023年度台風7号により崩壊しましたクリーンパーク北但の進入道路斜面の復旧工事が竣工しまして、工事に係る負担金が確定しましたので、その財源となる市債を増額するものでございます。

続いて、219ページをご覧ください。地方債補正についてご説明いたします。

上から5行目、6行目の清掃施設整備事業費に係る地方債につきましては、先ほど説明しましたクリーンパーク北但の進入道路斜面の復旧工事に係る負担金に対します市債で、補正後の限度額を1,550万円といたしております。

最後に、債務負担行為補正についてご説明いたします。

217ページをご覧ください。まず、上から8枠目、指定ごみ袋等作製業務で、限度額7,329万1,000円としています。これは、切れ目なくごみ袋を供給するという責任がございますので、準備期間等も考慮いたしまして、2月上旬に入札を行う予定としております。

続いて、下から3枠目をご覧ください。クリーン作戦水路土砂収集運搬業務につきましては、今年度までは、新しい年度に入ってから入札し、業務を行っていましたが、来年度からは、4月1日からの業務が可能となるよう、前年度中に入札を執行し、契約を締結するために債務負担行為を設定するもので、限度額を927万6,000円としています。

その下の豊岡斎場火葬等業務につきましては、3か年の委託契約としておりまして、現契約が今年度末で終了いたしますので、来年度からの新たな3年間について、今年度中に入札、契約を行おうとするもので、限度額を8,280万円としています。

説明は以上でございます。

○分科会長（清水 寛） 続いて、国保・年金課、恵後原課長。

○国保・年金課長（恵後原孝一） それでは、243ページをご覧ください。ページ中ほどより少し上になります。説明欄の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰出金の1,357万8,000円の減額につきましては、国民健康保険事業特別会計への職員給与等繰入金及び今年度の国保財政安定化支援事業繰入金の減額によるものでございます。

同じページの下から3分の1辺りです。高齢期移行助成事業費90万円、その下、母子家庭等医療費助成事業費68万円、その下、こども医療費助成事業費183万円のそれぞれの増額につきましては、いずれも実績見込みによる補正額でございます。

補正を要する主な理由といたしましては、高齢期移行助成のほうでは、1人当たり助成額が当初予算編成時の見込額より年間約2万3,000円、母子家庭等医療費助成では約5,000円、それぞれ高くなる見込みによります。また、こども医療費助成では、受給者数はほぼ見込みどおりでございました

が、受診レセプト件数が増えてございます。1人当たりの助成額が年間約400円増加する見込みで、受給者数が多いことから、補正額が必要になっております。

245ページお願いします。245ページの中ほどより少し上、後期高齢者医療広域連合事務費474万7,000円の減額は、運営主体の兵庫県後期高齢者医療広域連合に支払う今年度の共通経費負担金の額確定に伴い、不用額を減額するものでございます。

また、その下の後期高齢者医療事業特別会計繰出金79万9,000円の減額は、後期高齢者医療事業特別会計の職員給与費繰入金の減額に伴い、補正するものでございます。

歳出は以上でございます。

次に、歳入です。

229ページをご覧ください。最下段の太枠、2行目、高齢期移行助成事業費補助金45万円、母子家庭等医療費助成事業費補助金34万円及びこども医療費助成事業費補助金87万5,000円のそれぞれの増額は、いずれも事業費の増額に伴い、県基準の対象助成見込額を基に各事業費の補助割合により補正するものでございます。

続いて、231ページの下から1行目です。231ページ、下から1行目、地域振興基金繰入金の24万円の増額につきましては、こども医療費助成事業費の市単独事業部分を実施するため繰り入れるものでございます。

次に、233ページお願いします。233ページの2つ目の太枠、一番下の行になります。後期高齢者医療広域連合負担金返納金6,481万7,000円は、前年度に後期高齢者医療広域連合に支払った療養給付費負担金が確定したことによりまして、精算返還金を受け入れるものとなっております。

国保・年金課は以上です。

○分科会長（清水 寛） 社会福祉課、丸谷課長。

○社会福祉課長（丸谷 祐二） それでは、健康福祉部社会福祉課から、歳出から説明をさせていただきます。

243ページの表をご覧ください。一番上の枠になります。14行目、福祉事務所費でございます。福祉総合システム改修業務に係る業務委託料284万2,000円の増につきましては、令和7年4月から実施が予定されております就学前障害児の発達支援の無償化に係る認定手続の簡素化及び同一世帯の複数児童の利用者負担上限額管理結果票の電子化への対応のため、障害者福祉総合システムを改修するものでございます。

同じページの次の枠になります。身体障害者福祉事業費の自動車借り上げ料22万円の増につきましては、今年度、高齢者の外出支援サービス事業の利用対象者を拡大したことによりまして、高齢障害者の方が当該制度に移行されることによって、障害者福祉タクシー等利用助成事業の利用者が前年に比べて3割程度減少すると見込んでおりましたが、移行される方がこれを下回っているという現状でございます。このため、予算に不足が生じることから、本事業に係る費用について増額するものでございます。

一番下の枠、障害者（児）医療給付事業費の520万5,000円の増についてでございます。これは、令和5年度の実績確定によります国庫負担金、県負担金の返納分、返納金でございます。

次に、247ページをご覧ください。一番下の枠でございます。生活保護措置費の1億円の増でございます。こちらの増額につきましては、生活保護費の執行見込みを最新の保護動向で勘案をしまして、精査をいたしましたところ、特に医療扶助が増加をしております。その予算不足が見込まれることから、これを増額補正するものでございます。

続きまして、歳入でございます。

227ページをご覧ください。一番下の表です。生活保護費負担金7,500万円ですが、先ほど説明をいたしました生活保護措置費の増額に係ります国庫負担金4分の3でございます。

次に、229ページをご覧ください。一番上の表です。障害者総合支援事業費補助金142万1,000円ですが、こちらも先ほど説明をいたしました

福祉総合システム改修業務に係る業務委託料に対する国庫補助金、補助率は2分の1でございます。

最後に、218ページをご覧ください。債務負担行為でございます。社会福祉課で所管します追加のもので、先ほど指定管理者の指定、指定管理者の指定期間の変更の議案でお願いし、ご承認をいただいたもので、表の中ほど、竹野健康福祉センター指定管理料は、期間が令和7年から令和11年度までの5年間、限度額は2,278万円でございます。

その下の但東健康福祉センター指定管理料は、期間が令和7年度の1か年、限度額を907万円と設定するものでございます。

なお、ここで先ほどの答弁の訂正をさせていただきたいと思います。

先ほど福田委員から質問をいただきました竹野健康福祉センターの指定管理料の件についてでございます。先ほどの答弁では、人件費の増額をというふうにお答えをさせていただきましたが、今回提案させていただきます指定管理料の議案の中では、指定管理者からの情報をいただきまして、前年度比で人件費の増額はゼロということで、前年度と同額で計算をして指定管理料を算出したしております。

また、施設の管理費につきましては、電力会社を変更したことによる電気料金の減少等、影響がありまして、指定管理料全体としては、対前年比85.6%、14.4%の減ということになってございます。

新年度の予算に当たりましては、人件費の増加も予想されているところではございますけれども、現時点の債務負担の中では据置きというふうにしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

説明は以上です。

○分科会長（清水 寛） 高年介護課、定元課長。

○高年介護課長（定元 秀之） 歳出から説明をいたします。

243ページをご覧ください。説明欄、下から2枠目、竹野多目的屋内運動広場管理費1万円の増額は、10月1日から最低賃金が改正されたことに伴い、人件費が不足するため、指定管理料を補正する

ものであります。

続きまして、245ページをご覧ください。上の表、1 枠目の上から10行目、老人福祉総務費18万9,000円の増額です。来年度、地域包括支援センターの豊岡圏域が直営になることから、執務室の移転が必要となります。豊岡地域包括支援センターは今のままの場所としますが、現在、同じ執務室で業務を行っております障害者相談支援事業所及び総合相談・生活支援センターは1階へ移転することとします。それに伴い、社会福祉課地域福祉係及び福祉監査課も移転することとしますので、各執務室の内線電話機の移転作業費を補正するものであります。

その下、介護保険事業特別会計繰出金73万2,000円の減額は、この後、第121号議案で説明いたします介護保険事業特別会計補正予算の一般会計繰入金分であります。内容としましては、人件費の調整等によるものであります。

同じ表のその下の枠をご覧ください。外出支援サービス助成事業費108万2,000円の減額です。今年度から福祉タクシー助成対象者の重度障害者及び重度障害児を新たに外出支援サービス事業の助成対象者に加えることとし、重度障害者、重度障害児については、通院のための外出支援サービス事業費、または福祉タクシー助成制度のどちらかの制度を選択できるようにしました。しかし、福祉タクシーから外出支援サービスへ移行される方の見込みが当初の想定人数に比べ少なかったことから、少なかった分、対象分の助成費を減額するものであります。

その下の枠、長寿園管理費32万6,000円の増額は、高騰する電気代及びガス代の値上げによる不足分について、指定管理料を補正するものであります。

歳出は以上です。

次に、歳入です。

230、231ページをご覧ください。上から2つ目の表、土地建物貸付収入の説明欄、建物貸付収入20万1,000円の増額ですが、9月議会にお

いてご承認いただきました長寿園の休養室を廃止したことに伴い、空き部屋となった休養室と以前から空き部屋の生活相談室の2部屋の有効活用を目的に、市内で福祉事業や福祉活動を行っている、またはこれから福祉事業を開始する団体に対し、使用者の募集を行いました。その結果、朝来市山東町にあります社会福祉法人南但愛育会が里親支援センターの豊岡事務所として利用したいとの申出があり、審査の結果、使用を認めることとしました。その使用料として、今年度分の5か月分を補正するものであります。

歳入は以上です。

続きまして、218ページをご覧ください。最後に、第2表、債務負担行為補正です。追加分です。

上の表の下から4行目、竹野多目的屋内運動広場指定管理料、令和6年度追加分ですが、先ほども説明しました、10月1日から最低賃金が改正されたことに伴うものであります。期間は令和7年度から令和8年度、限度額は3万8,000円であります。

次に、その下の枠、長寿園指定管理料ですが、第94号議案で長寿園の指定管理者として、社団法人豊岡市シルバー人材センターをご承認いただきました。そのシルバー人材センターへの指定管理料であります。期間は令和7年度から令和11年度、限度額は3,256万1,000円であります。

高年介護課の説明は以上です。

○分科会長（清水 寛） 健康増進課、宮本課長。

○健康増進課長（宮本 和幸） それでは、健康増進課の歳出の補正について説明いたしますので、249ページをお願いいたします。

2つ目の大きな枠の一番上になります。保健衛生総務費の人件費ですが、一般職員の産休・育休に伴う減と、その代替として会計年度任用職員を採用したことが補正の主な理由になります。

その枠の一番下、総合健康ゾーン健康増進施設管理費の投資委託料ですが、ウェルストーク豊岡改修工事の実設計業務の入札減によりまして、減額補正するものです。

その次の枠、生涯健康推進費の人件費ですが、今

後の事業の実施見込みにより、会計年度任用職員報酬を減額するものです。

そこから7行下の後期高齢者医療広域連合補助金返納金は、後期高齢者への健診事業の精算に伴う返納金になります。

その枠の一番下、後期高齢者医療広域連合返還金は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の精算に伴う返還金になります。

次に、251ページをお願いします。一番上の枠、国県負担金等精算返納金ですが、新型コロナウイルスワクチンの臨時接種に対する負担金と補助金の精算に伴う返納金と風疹の追加的対策事業の精算に伴う補助金の返納金になります。

そこから2つ下の枠の一番上になります。公立豊岡病院組合負担金のうち、但馬こうのとり周産期医療センターとドクターカーの今年度負担金の確定に伴う減額補正になります。

そこから3行下の地域医療対策事業費ですが、小児救急電話相談事業費の今年度負担金の確定に伴う減額補正になります。

その1つ下の枠の一番上、診療所管理費ですが、4月から資母診療所に新しい医師を迎えるに当たり、医師住宅内部の修繕のための修繕料とエアコンの更新のための住宅用備品、それから、医師の招聘に関する手数料を支払うために増額補正するものです。

次、その下、診療所事業特別会計繰出金については、診療所事業特別会計の補正に伴い、繰出金を減額補正するものです。

次に、歳入について説明いたしますので、戻っていただいて、231ページをお願いします。

上から3つ目の大きな枠の一番上になります。一般寄附金ですが、明治安田生命保険相互会社から私の地元応援募金として67万5,500円を寄附していただいております。

次に、233ページをお願いします。一番上の枠の高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業受託収入ですが、歳出の補正に伴い、減額補正するものです。

次に、大きな枠の一番下の上から2つ目になります。総合健康ゾーン整備事業債ですが、ウェルストーク豊岡の改修工事、設計業務の入札減により、減額補正するものです。

次に、債務負担行為の補正について説明いたしますので、戻っていただいて、217ページをお願いします。

一番下から5つ上になります。総合健康ゾーン整備事業ですが、ウェルストーク豊岡について、更新が必要な機械、電気設備等、一部の改修を令和7年度に実施することとしていますが、夏の時期に集中して工事を実施したいと考えていますので、工事の準備や機械、電気設備機器等の納期を考慮して今年度内に入札を執行したいと考えていることから、債務負担を行うものです。

次に、その1つ下、すこやか市民健診業務ですが、健診委託業者などの手配が必要なため、債務負担を行うものです。

次に、地方債の補正について説明いたしますので、219ページをお願いします。

上から4つ目の総合健康ゾーン整備事業費ですが、ウェルストーク豊岡の改修工事、設計業務の入札減によりまして、減額補正するものです。

健康福祉部の説明は以上です。

○分科会長（清水 寛） 続いて、こども未来部こども未来課、若森課長。

○こども未来課長（若森和歌子） 資料249ページになります。大きな枠の下の方の枠になります。その2段目、真ん中辺りです。母子保健事業費です。妊婦健康診査費の助成金と、その下、特定不妊治療費の助成金です。双方とも執行見込みによる減額となります。妊婦健診助成金については477万4,000円の減額、特定不妊治療費の助成は105万円を減額するものです。

その下、国県負担金等精算返納金620万9,000円です。国の補助金の精算に伴うものです。1つは、2022年度途中から始まりました出産・子育て応援給付金事業の2022年度と2023年度の精算によるもので563万5,000円、それ

からもう一つは、2023年度の母子保健事業で産婦健診の助成や産後ケアの費用についての精算によるもので57万4,000円の返納金となります。

次に、その下の欄、予防接種事業費になります。医薬材料費、ワクチン費用です。子供の13種類のワクチンについて全体で調整し、1,955万7,000円の増額を行うものです。大きな理由としては、子宮頸がんのワクチン費用が理由となります。子宮頸がんのワクチンにつきましては、当初予算ではキャッチアップ接種と、それから定期接種合わせて1,759回分を計上していましたが、9月末の現在で1,129回分の接種がありまして、今後の接種見込みを考慮し、約743回分の増加を行うものです。

その下、予防接種費助成金です。432万5,000円の増額です。予防接種につきましては、住民票のある市町村のほうで受けることになっていますが、進学などで県外に滞在する方で、県外の医療機関の接種費用につきまして、市内接種で助成する金額を接種後に本人に支払いを行っているものになります。当初予算では約12人分を35回分、80万1,000円で見込んでましたが、9月末までに50人、133回分の申請があり、今後の申請も考慮して、約65回分、432万5,000円を増額するものです。

次に、歳入になります。

資料が229ページです。一番上の大きな枠の3行目になります。保健衛生費補助金、母子保健衛生費国庫補助金になります。これは、当初予算には計上していなかったものになります。今年度、健康管理システムの標準化に取り組んでおりまして、歳出の費用については、健康増進課で措置していただいているんですが、こども未来課で利用する分について、国の母子保健に関する記録の電子化に係る補助制度、これを活用したいと考えております。システム改修や保守業務、データ作成に係る委託料、それから、パソコンなどの備品の費用に充当することとしております。以上です。

○分科会長（清水 寛） 続いて、こども支援課、

吉本課長。

○こども支援課長（吉本 努） こども支援課は、263ページをご覧ください。263ページの下から2行目、こども支援センター運営事業費の40万円でございます。こちらのほうは、不登校の小学生、中学生の過ごすふれあいルームの中に個別の学習ブースを設置するために、備品購入費として計上したものでございます。

なお、これらの財源につきましては、9月議会でご報告をさせていただいておりますが、企業からの寄附金を充当する予定でございます。

こども未来部の説明は以上です。

○分科会長（清水 寛） 続いて、観光文化部文化・スポーツ振興課、福井参事。

○文化・スポーツ振興課参事（福井 孝道） 私からは、債務負担行為の補正について説明させていただきます。

217ページをご覧ください。下から6段目の子どもたちが豊岡で世界と出会う音楽祭事業、こちらにつきましては、来年度の委託協議、開催案内などを年度内に着手する必要があるため、471万6,000円の限度額を設定するものでございます。

続いて、218ページの上から5段目です。市民会館等自主事業については、来年度事業のうち、今年度から準備に着手しなければならないものについて、368万円を設定するものでございます。

続いて、文化財室から説明をいたします。

○分科会長（清水 寛） はい。

○文化・スポーツ振興課参事（武縄 真明） 引き続き債務負担行為の補正について説明させていただきます。

同じく218ページをご覧ください。上から6段目でございます。歴史博物館企画展事業として、179万7,000円を設定させていただいております。4月上旬からの特別展を実施するに当たり、広報等の準備を行うため、業務委託料等の経費を設定しております。

文化・スポーツ振興課からは以上でございます。

○分科会長（清水 寛） 続いて、教育委員会、教

育総務課、木之瀬課長。

○教育総務課長（木之瀬晋弥） 教育総務課分を説明いたします。

初めに、歳出でございます。

議案書265ページをお開きください。真ん中の表の下の枠、小学校の学校施設整備事業費でございます。これは、三江小学校の豊岡市学校施設個別設計画に基づく改修工事、こちら、2024年度、2025年度の2か年で計画をしておりますが、こちらのうち、今年度分の特別教室棟の大規模改修工事が9月末で完了いたしましたので、事業費の精算を行うものでございます。施工管理業務委託料を206万8,000円、また、整備工事費を217万4,000円減額するものでございます。

次に、歳入でございます。

229ページをお開きください。一番上の表の上から5枠目、小学校の国庫補助金でございます。これは、歳出で説明しました三江小学校の工事完了に伴う精算でございまして、学校施設環境改善交付金を1,300万円減額するものでございます。

次に、231ページをお開きください。下から2つ目の表の2枠目、児童福祉事業費寄附金でございます。これは、市内企業からの寄附金100万円を計上するものでございます。

その下の枠、教育総務費寄附金でございます。こちらも市内企業からの寄附金100万円を計上するものでございます。

次に、233ページをお開きください。一番下の表の一番下の枠、小学校債でございます。こちらも三江小学校の工事完了に伴う精算でございまして、1,180万円を計上するものでございます。

次に、債務負担行為についてご説明させていただきます。

218ページをお開きください。上から4行目、府中小学校空調設備移設事業でございます。こちらは、2025年度に特別支援学級が1クラス増えることが見込まれることから、エアコンが設置されていない余裕教室につきまして、閉校になった学校からエアコンを移設する費用として150万円を計

上するものでございます。

次に、下の廃止の表でございます。小学校学習用端末更新でございます。こちらは、2020年度に整備しました児童生徒1人1台タブレット端末の更新といたしまして、9月議会において、中学校分と併せて債務負担行為を設定したものでございますが、更新年度の平準化を図るため、小学校分につきましては更新を1年繰り下げ、2026年度とすることといたしまして、このたび廃止するものでございます。改めて来年度当初予算で債務負担行為を設定したいと考えております。

最後に、地方債補正でございます。

219ページをお開きください。一番下の行、公立小学校整備事業費でございます。歳入で説明しましたとおり、三江小学校分につきまして、市債の額を1,180万円増やすものでございます。

教育総務課分は以上でございます。

○分科会長（清水 寛） 次に、学校教育課、寺坂課長。

○学校教育課長（寺坂 浩司） まず、歳出について説明します。

263ページをご覧ください。下の枠の中の一番上の枠内です。学校教育事務局費は、校務支援システムを（仮称）竹野学園開校に合わせて改修するために、23万4,000円の増額。

一番下の枠、人件費のうち、中学校部活指導員は、県補助金の交付決定に伴う149万1,000円の減額。

その下になります。学校振興事業費は、それぞれ県委託金の金額決定に伴う事業費の減額と不用額の精査による合計772万6,000円の減額としています。

265ページをご覧ください。2つ目の枠です。学校保健安全管理費は、寄附金を活用し、医療用備品として、デジタル身長体重計を小学校に2台、中学校に3台購入するもので、小学校分として40万円、ページを替えまして、267ページ、一番上の枠に、こちら中学校分として60万円を計上しています。

次に、歳入について説明します。

229ページをご覧ください。一番下の教育総務費補助金の中学校部活動指導員配置事業費補助金、続いて、231ページ、一番上の枠になります、教育総務費委託金のひょうごがんばり学びタイム事業委託金は、それぞれ県の交付決定に伴い、減額するものです。

次に、債務負担行為について説明します。

218ページをご覧ください。上から2つ目になります。通学バス運行管理業務ですが、（仮称）竹野学園と中筋小学校の通学用タクシーの運行委託を行うものとして145万2,000円。

その下の枠、通学バス車両購入は、小坂、小野小学校統合に伴うバス車両購入のため、1,414万6,000円を計上しております。

学校教育課分の説明は以上です。

○分科会長（清水 寛） 続いて、幼児育成課、向原課長。

○幼児育成課長（向原 芳江） まず、歳出です。

245ページをご覧ください。下の表の下から3行目です。児童福祉総務費、国県負担金等精算返納金5,000円。こちらは、2021年度の施設給付費に対する実績報告の修正に伴う国県負担金等の精算返納金となります。

次に、247ページの上の表の2枠目の下から2行目です。放課後児童健全育成事業費、事業用備品143万円は、放課後児童クラブの備品購入費を計上しています。143万円のうち60万円は、企業からの寄附金を利用し、児童クラブ運営に係る備品を購入するものです。残りの83万円は、国の補助を受け、性被害防止対策に係る備品、3連のパーティションを予定しておりますが、こちらを購入するものです。

次に、3枠目の1行目、子ども子育て支援交付金等事業費、補助金50万円です。こちらは、保育所等において、保育の質の向上のため、研修に必要な費用の助成を行っておりますが、事業実施見込みにより、支出見込額が増額したため、不足分を増額するものです。

次に、少しページが飛びまして、265ページの上の表の2枠目、認定こども園運営事業費の自動車借り上げ料です。こちら、110万円の減額としております。竹野認定こども園通園車両借り上げ料として予算計上しておりましたが、対象地区において今年度利用園児の見込みがないため、減額するものです。

続いて、歳入です。

229ページをご覧ください。上の表の2枠目、児童福祉費補助金です。保育士等研修事業費補助金25万円。こちらは、歳出で説明しました保育の質の向上のための研修事業費補助金の国庫負担分で、補助率は2分の1です。

その下の保育所等性被害防止対策設備等支援事業費補助金40万円は、歳出で説明しました性被害防止対策に係る備品購入に対する国庫補助金で、補助率は2分の1となっております。

次に、233ページをご覧ください。真ん中の表から、上から4行目の私立認定こども園施設型給付費返還金5,000円ですが、歳出で説明しました給付費の精算による該当園からの返納金となっております。

幼児育成課の説明は以上です。

○分科会長（清水 寛） 続いて、社会教育課、旭課長。

○社会教育課長（旭 和則） それでは、私からは、社会教育課所管分についてご説明をいたします。

まず、歳出でございます。

資料は269ページをご覧ください。説明欄の上から2つ目の枠、下から2行目、図書整備事業費でございます。図書館、但東分館におきます図書購入に係る費用として、30万円を計上するものでございます。

続きまして、歳入です。

資料は231ページをご覧ください。大きな枠、上から3つ目の4行目でございますが、社会教育事業費寄附金100万円は、図書館但東分館の児童書を充実させ、子供たちの読書推進をすることとして頂いたものでございます。このうち30万円を先ほ

どの歳出でご説明いたしました図書購入に充当させていただきます。

なお、頂きました寄附を活用いたしまして、2025年度、2026年度に順次図書購入予算として計上させていただく予定としております。

以上で教育委員会からの説明を終わります。

○分科会長（清水 寛） 説明は終わりました。

ここで質疑ありませんか。どうですか。いいですか。よろしいですか。何かありますか。

須山委員。

○委員（須山 泰一） そうしたら、取りあえず1つ。

外出支援のところで少し補正で減額でしたか、外出支援サービスね、あったのは、あれはあれですか、障害者なんかが使われる、今まで500円サービスだったところから外出支援サービスへどっちも選択できるか何かに今年からたしかになったと思ったけど、その変更があまりなかったっていうことですか。

○分科会長（清水 寛） 玉島参事。

○高年介護課参事（玉島 正雄） 当初の見積りのほうでは、より多くの利用者が外出支援サービス利用するというふうなことで先ほども説明したんですが、実際にはそういった福祉タクシーの助成事業を選択されておりまして、そちらのほう、外出支援のほう区分1につきまして通院というところに限定しておりますので、そういったところもあって福祉タクシーの助成事業のほうを選択される方があったのかなというふうなことで考えております。以上です。

○分科会長（清水 寛） 須山委員。

○委員（須山 泰一） そうですね。1つは500円の割引券だったんですけど、外出支援サービスのほうもこれたしか680円からとね、金額が上がったじゃないですか、今年から。それで選ばれにくかったという面もあるんじゃないかということと、その点と、もう一つ、外出支援サービスに関しては、今年は、制度が少し料金とか変更しましたがあくまで暫定的だと言われてて、現在は利用者、人工透析の患者なんかにヒアリングされてるっていうふうに認

識してますけど、来年度に関してはどういうふうにされていく、今年と同じ仕組みなんかどうかとか、もし考えがあれば教えていただきたいです。

○分科会長（清水 寛） 玉島参事。

○高年介護課参事（玉島 正雄） まず、先ほどの外出支援のほうですね、680円になったことの影響ですけれども、おっしゃいますように、680円というところで金額のほうとして、利用者の負担額としては増えておりまして、近距離の方におきましては、1回500円であるところの福祉タクシーの助成といったところを利用されるというほうが多くなったのかなというふうに思っております。

また、次年度につきましては、現在ヒアリングのほうを行っておる最中でございますので、そちらのほう、結果のほうを精査しながら、検討のほう進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○分科会長（清水 寛） 須山委員。

○委員（須山 泰一） 分かりました。ありがとうございました。

○分科会長（清水 寛） よろしいですか。

ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（清水 寛） なし、いいですか。

質疑を打ち切ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（清水 寛） 討論打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（清水 寛） 異議なしと認めます。よって、第118号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで分科会を暫時休憩します。

午前11時40分 分科会休憩

午前11時41分 分科会再開

○分科会長（清水 寛） 会議を再開します。

それでは、ここで委員の皆さん、当局職員の皆さんから何かありましたらご発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（清水 寛） ないようですので、この後の第119号議案からの委員会審査に関係しない当局の職員の皆さんについては退席していただいて結構です。お疲れさまでした。（「どこが残なる」と呼ぶ者あり）国保・年金課、高年介護課、健康増進課。（「まだやるということだね」と呼ぶ者あり）

暫時休憩します。

午前11時41分 分科会休憩

午前11時42分 委員会再開

○委員長（清水 寛） それでは、会議を再開します。

そしたら、第119号議案、令和6年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

国保・年金課、恵後原課長。

○国保・年金課長（恵後原孝一） 289ページをご覧ください。289ページです。第119号議案、令和6年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、第1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,357万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を89億5,930万6,000円とするものです。また、第2条では、債務負担行為の追加をしてございます。

主な内容につきましては事項別明細でご説明いたしますので、300ページ、301ページをご覧ください。

まず、歳出です。上段の総務費の一般管理費は人件費の減額及び第三者行為損害賠償求償業務の委託料を増額しようとするものです。その下からの2枠、保健事業費につきましては、いずれも人件費の減額です。

302、303ページをご覧ください。基金積立金は、財政安定化支援事業繰入金の減額に伴い、歳入歳出額により減額調整するものです。

次の諸支出金は、前年度の保険者努力支援交付金等の精算、返納見込額により増額補正するものです。

歳入につきましては、戻っていただきまして、298ページ、299ページをご覧ください。繰入金は、総務費の一般管理費及び保健事業費の保健衛生普及費に対応する職員給与費等繰入金並びに、今年度の財政安定化支援事業の算定額確定によります繰入金の減額によります。

次に、債務負担行為補正でございます。292ページをご覧ください。特定健康診査業務で、毎年度実施しておりますすこやか市民健診について、令和7年度の事業実施に当たり、本年度中に契約を締結する必要があることから、債務負担行為を追加するもので、期間を令和7年度、限度額を3,363万2,000円と定めるものでございます。

説明は以上です。

○委員長（清水 寛） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

須山委員。

○委員（須山 泰一） 財政安定化支援事業繰入金いうのを教えていただきたい。減額になってますけど。

○委員長（清水 寛） 恵後原課長。

○国保・年金課長（恵後原孝一） 財政安定化支援事業といいますのが、今回、減額の理由といいますのが、今年度の算定におきまして、国の定める基準で全体の世帯数に占める軽減世帯の割合を見てる部分がありまして、その基準に満たなくなったというところで交付税額がもらえません。それが1,200万円相当というふうな金額、大きい金額になったということです。以上です。

○委員長（清水 寛） 須山委員。

○委員（須山 泰一） 減額の基準に満たなくなった、例えば、国保の減額されてるところに対して、国から本来入ってくるお金が財政安定化繰入金っていうことですか、ではないですか。ごめんなさい。

○委員長（清水 寛） 恵後原課長。

○国保・年金課長（恵後原孝一） 説明が下手ですみませんでした。

通常、軽減世帯には補助金があります。入ってくる、確実に入ってきますので、その軽減世帯が増えてくるといことは、この保険者としては財政的には安定するだろうというところがあるので、国のほうではこの財政安定化支援事業の交付というのは減らすという方向になってきます。

今までは、その範囲内、軽減世帯、多いことは多いんですけども、要件を満たしてたので交付金もらってたんですけども、今年度についてはもらえなかったということです。以上です。

○委員長（清水 寛） 須山委員。

○委員（須山 泰一） その軽減世帯の、その軽減が関係している繰入金ではあるみたいなので、また、もうちょっと細かい話はまた教えていただきたいと思います。今日はいいです。

○委員長（清水 寛） ほかがございせんか。
〔質疑なし〕

○委員長（清水 寛） それでは、質疑を打ち切ります。
討論はありせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） 討論を打ち切ります。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありせんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） 異議なしと認めます。よって、第119号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第120号議案、令和6年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

国保・年金課、恵後原課長。

○国保・年金課長（恵後原孝一） それでは、307ページをご覧ください。第120号議案、令和6年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、第1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ79万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を15億621万3,000円とするものです。

主な内容につきましては事項別明細書で説明いたします。318、319ページをご覧ください。

まず、歳出ですが、総務費の一般管理費は人件費を減額するものでございます。

歳入につきましては、戻っていただいて316、317ページをご覧ください。その他一般会計繰入金については、先ほど説明しました歳出における総務費の一般管理費に対応して、職員給与費等繰入金を減額するものでございます。

説明は以上です。

○委員長（清水 寛） 説明は終わりました。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） 質疑を打ち切ります。
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） 討論を打ち切ります。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありせんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） 異議なしと認めます。よって、第120号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第121号議案、令和6年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

高年介護課、定元課長。

○高年介護課長（定元 秀之） 議案書の323ページをご覧ください。第121号議案、令和6年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、第1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8万8,000円を減額し、総額をそれぞれ104億3,585万9,000円とするも

のであります。

主な内容については、事項別明細書でご説明いたしますので、334、335ページをご覧ください。

まず歳出ですが、上段の表、1款総務費の104万3,000円の減額、続いて、下段の表、3款地域支援事業費の95万5,000円の増額については、人件費の調整及び家族介護用品支給事業費によるものであります。

歳出は以上です。

次に、歳入ですが、戻っていただいて、332、333ページをご覧ください。上段の表、3款国庫支出金の18万6,000円並びに中段の表、5款県支出金の45万8,000円の増額及び下段の表、7款繰入金の73万2,000円の減額については、先ほど歳出で説明しました総務費及び地域支援事業費の補正によるもので、その結果、国県補助金が増額し、一般会計繰入金が減額になります。

説明は以上です。

○委員長（清水 寛） 説明は終わりました。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） 質疑を打ち切ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） 討論打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） 異議なしと認めます。

よって、第121号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第122号議案、令和6年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

健康増進課、宮本課長。

○健康増進課長（宮本 和幸） それでは、議案書の339ページをお願いします。第122号議案、令和6年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算（第3

号）についてご説明いたします。

本案は、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ170万2,000円を追加し、総額をそれぞれ3億1,088万3,000円とするものです。

主な内容について、事項別明細書でご説明いたしますので、352、353ページをお願いします。

まず、歳出ですが、2款森本診療所費の施設管理費とその下の利子については、それぞれ人件費と市債利子の今後の見込みにより増額補正を行うものです。

3款神鍋診療所費と4款高橋診療所費の施設管理費については、人件費の今後の見込みにより減額補正を行うものです。

次に、354、355ページをお願いします。5款但東歯科診療所費の施設管理費については、診察業務委託料の算定の基になっている診療報酬の収入が増えているため、業務委託料を増額補正するものです。その次の梓、医業費については、歯科技工が必要な治療が多くなっているため、業務委託料を増額補正するものです。

次に、歳入ですが、戻っていただいて、348、349ページをお願いします。2款森本診療所収入から4款高橋診療所収入については、先ほど説明しました歳出補正に伴い、外来収入と一般会計繰入金をそれぞれ減額及び増額補正するものです。

5款但東歯科診療所収入については、今後の見込みにより増額補正するものです。

説明は以上です。

○委員長（清水 寛） 説明は終わりました。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） 質疑を打ち切ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） 討論打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） 異議なしと認めます。

よって、第122号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

それでは、ここで、当局の職員の皆さんにつきましては退席いただいて結構です。お疲れさまでした。委員会を暫時休憩します。

午前11時56分 委員会休憩

午後 0時58分 委員会再開

○委員長（清水 寛） そしたら、ちょっと時間早いですけども、皆さんおそろいになりましたので、休憩前に引き続き委員会を再開します。

それでは、議事順序を変更して、4の報告事項に入ります。

観光文化部文化・スポーツ振興課から2件報告事項があります。

初めに、植村直己記念スポーツ公園指定管理者の再公募について、現状報告をお願いいたします。

文化・スポーツ振興課、原田課長。

○文化・スポーツ振興課長（原田 泰三） 今の件でございます。

11月18日の文教民生委員会のほうで指定管理者の再公募をしたいということでご了承いただいたところでございます。その後の状況について、簡単にご報告させていただきます。

お配りしております1の再公募の実施ということで、12月5日に公告をいたしまして、12月の27日までというような公募期間でございます。再公募に当たって、前回も人件費の関係やらというの、いろいろとお話をさせていただきましたが、その要件の見直しをさせていただいたところでございます。

（1）に限度額ということで、前の公募のときには5年で5,081万5,000円という金額だったんですが、年間250万円ぐらいの金額になると思うんですが、限度額はこの5,081万5,000円の範囲内ということで、今度は3年間ということで、（2）にもございますが、2025年度から2027年度の3年間ということにいたしまし

て、限度額を3,798万9,000円ということでございます。今申し上げましたように、年額にすると250万円程度というようなことでございます。

内容的には、やはり人件費的なこと、それから資材の高騰等があったりすること、施設の修繕の関係なんかも必要になってまいりますので、その辺り、あまり長いとリスクも非常に高いというようなところがございます、短くして金額を少し各年当たりを上げてるという状況でございます。

3番目は今後の再公募の流れということで、前回申し上げましたように、3月の定例会におきまして指定管理者の指定及び債務負担行為の変更に関する議案を提出させていただきたいというようなことで進んでおるという現状報告でございます。

簡単ですが、今の件につきましては以上でございます。

○委員長（清水 寛） 報告は終わりました。

委員の皆さんで特に質問がありましたらお願いいたします。

森垣委員。

○委員（森垣 康平） これ5日から公告してるとのことなんですけど、現状はどうですか。

○委員長（清水 寛） 原田課長。

○文化・スポーツ振興課長（原田 泰三） 現状、簡単に申し上げますと、今のところ、問合せが1件いただいているという状況でございます。内容的には、いろんな勤務の条件ですね、先ほどのことに関するようなことなんですけども、現状としてはそんなところでございます。以上です。

○委員（森垣 康平） ありがとうございます。結構です。

○委員長（清水 寛） いいですか。

ほか、なければ。

須山委員。

○委員（須山 泰一） ごめんなさい、今、説明の中で、年間250万円言われたのは、何が250万円ですか。

○委員長（清水 寛） 原田課長。

○文化・スポーツ振興課長（原田 泰三） すみません、ちょっと言葉足らずで申し訳ございませんでした。前回8月公募時は、5年という期間を設定いたしまして、5,081万5,000円という金額になりますので、1年にしますと1,000万円ちょっとってことになろうかと思いますが、今度、3年のほうに改めまして期間を設定いたしております、その限度額が3,798万9,000円ですので、1年当たりになりますとそういった経費を含めて少しそういった額を上げてるというような内容になってございます。以上でございます。（発言する者あり）

はい、年間250万円ぐらい上げてるということでございます。

○委員（須山 泰一） 分かりました。

○委員長（清水 寛） よろしいですか。いいですか。

前田委員。

○委員（前田 敦司） 一応確認なんですけど、今までに指定管理受けていただいている団体だったとかあると思うんですが、そちらのほうからも、意見を聞いた上で見直しされての今ということで間違いなかったでしょうか。

○委員長（清水 寛） 原田課長。

○文化・スポーツ振興課長（原田 泰三） 今おっしゃられたとおりでございまして、やはりそういった人件費の関係だったりとか、先ほど申し上げました物価の高騰だったりとかっていうようなことの費用がやはりどうしても今までどおりにはいかないっていうようなところがございまして、それを反映したのになってございます。以上でございます。

○委員（前田 敦司） 分かりました。大丈夫です。

○委員長（清水 寛） そしたら、特になければ、続いて、そしたら、但馬国分寺跡保存活用計画の策定についてです。

説明をお願いします。

文化・スポーツ振興課、武縄参事。

○文化・スポーツ振興課参事（武縄 真明） それでは、但馬国分寺跡保存活用計画の策定について、状

況報告させていただきたいと思います。できるだけポイントを絞って説明したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず1番です。但馬国分寺跡の概要と計画策定の資料の1ページになります。

史跡但馬国分寺跡につきましては、日高町国分寺堂ノ前に位置しております。1973年より発掘調査が開始されまして、主要伽藍や1辺160メートル四方の推定寺域を確認しております。1990年に国の史跡指定を受けております。現在までに7次の追加指定を行っておりまして、先ほどの160メートル四方、推定寺域のほぼ全域が指定されている状況です。

過去の計画につきましては、平成24年3月、12年前ですね。但馬国分寺跡保存管理計画・整備基本計画を策定しております。策定から年月がたっておりまして、その後、新たな発掘調査による成果等が生じておりますから、見直しの必要性がありまして、現在、但馬国分寺跡保存活用計画を策定しております。

策定期間・体制です。期間につきましては、2023年度、2024年度の2か年で策定しております。策定体制は、観光文化部文化・スポーツ振興課文化財室が事務局となっております。

検討委員会につきましては、有識者と地域代表者、これは国分寺区区長になりますけれども、豊岡市史跡整備委員会、委員5人を設置して検討を行っております。

3番の保存活用計画の構成（目次案）につきましては、記載のとおり、第1章から10章まで書いてます。こちらの構成で進めております。

続きまして、4番です。意見聴取のための調査ということで、2点行っております。1つは、地元地区等関係団体のヒアリング調査を8月に実施しております。また、10月には庁内関係課を対象に、庁内活用検討会を実施し、意見集約を行っているところでございます。

すみません、次ページをお願いいたします。5番の策定スケジュールのほうに入らせていただきま

す。現在、2月20日に第1回の委員会、10月3日に第2回の委員会、第3回の委員会を12月下旬に予定しております。来年の2月から3月に第4回の委員会を予定しています。その中に、先ほどの8月にヒアリング調査、10月に庁内活用検討会、そして1月にパブリックコメントのほうを予定しております。

6番の計画の内容です。但馬国分寺跡の本質的価値（第4章）ということで、すみません、別紙1という資料をつけておりますので、別紙1の資料をお願いします。よろしいでしょうか。古代但馬国の中核施設の但馬国分寺跡です。右にちょっと調査位置図というのを書いておりますので、これが概要になっております。こちらの正方形の部分が先ほどの160メートル四方の推定寺域となっております。こちら中央の講堂跡、金堂跡、中門、塔跡は発掘のほうで確認しております。この点線の部分ですね、北の部分であったり、西の築地堀、また、北側の僧坊跡、これはまた推定ということでまだ現在の位置は分かってないような状況です。

但馬国分寺跡につきましては、もちろん奈良時代に建てられたものなんですけれども、その中で、木簡とか国分寺のほうで見つかっておりますし、そうですね、この図面で、右側に東回廊というのがあるので、それは9世紀頃に新たに造られたということで、奈良時代からの変遷ということで発掘調査で確認はしております。

時間の関係で概要につきましては別紙の説明は以上とさせていただきたいと思います。

すみません、元のページに戻っていただきますでしょうか。2番目ということで、基本理念ということです。「楽しみ、活かし、伝える」ということで、地域の誇りとしての但馬の国分寺の跡を整備したいというふうに考えてます。その基本理念、4点上げております。先ほどの本質的価値の確実な保存と次世代への継承、2番目に、やはり学校教育、子供たちに伝えたいという思いがありまして、学校教育や社会教育における価値を通じ、ふるさとを愛する人の育成。3番、やはり使っていただいてというこ

とを考えておりますので、地域住民や来訪者が身近に感じ、継続的な利用、活用の推進を考えております。4番目には、豊岡市立歴史博物館がちょうど合併の平成17年の3月に開館しております。こういった博物館や周囲の関連史跡と一体となった活用の推進を考えたいというふうに考えております。

今回、保存管理の部分ですね。施策の基本方針につきましては、ちょっと別紙2ということで資料をつけさせていただいております。すみません、最後のページになるんですけれども、別紙2ということで開けていただけますでしょうか。

3つのエリアに分けさせていただいております。1番目、紫のところが主要伽藍地区になっております。これはまさに国分寺跡の遺構のメインといいましか、講堂跡、金堂と中門、塔跡と遺跡をしっかりと来られる方に見ていただくということでの保存と活用を考えております。

2番目に寺域の西南地区、緑色のところがあります。ここは前回では、まだ田んぼを耕作されてる方がおられたので、田んぼの景観を残すエリアということで考えておったんですけれども、今回、新たに土地の協力等お話もありまして、史跡内の整備地としての活用も想定されることから、寺域西南地区につきましては整備を促進しまして、地域活用等進められるエリアということですみ分けをさせていただきます。

最後に3番目の黄色の部分、寺域北面住宅密集地区になります。こちら見ていただいたら分かりますように、但馬国分寺跡の特徴という、本当のまちの中にありまして、東西南北市道が走ってるというような状況です。もちろん、そのエリアにも住民の方々が今も住んでおられるということで、今回の整備は行わないですけれども、住宅密集地区につきましては整備を行わず、今回につきましては引き続き住んでいただくというエリアで黄色のエリアをしております。ただ、この黄色のエリアが未来永劫整備をしないということではなしに、国の史跡指定地につきましては、30年後、50年後に新たにもし整備をするというようなことがあれば、整備をする

かもしれないんですけど、今回は整備をしないというエリアになっております。

簡単でございますけど、別紙の2の説明を終わらせていただきます。

すみません、戻りまして、(3)イの活用を考えてます。保存活用計画ということで、活用の点を4点上げております。調査研究等を通して得られた知見の積極的な情報発信を予定しております。また、日常的に歴史を学べる場所として学校教育や生涯学習等による活用を考えております。3番目に、来訪者や地域住民の憩いの場以外にイベント等での利用による地域活性化のための活用を考えております。4番目に、但馬国分寺跡の周辺の関連遺跡、祢布ヶ森遺跡であったり、国分尼寺跡等あります。豊岡市立歴史博物館と一体となった活用を考えております。

すみません、最後のページ、次ページのウの整備のところになります。整備の具体的な経過、ここににつきましては、来年度、再来年度で但馬国分寺跡整備基本計画の策定を進めております。今回の保存活用計画を基に整備のほうを計画しますので、具体的な整備内容につきましてはまた改めてご説明させていただいて、進捗のほうを報告させていただきたいと思います。

運営体制につきましては、基本的には豊岡市が主体となり、保存管理、活用を行っていくんですけども、関係機関や地域住民との連携、その継続と強化を考えております。

計画の推進体制につきましては、観光文化部文化・スポーツ振興課文化財室となります。

8番、今後のスケジュールということで、その他ということで、文化財等補助金制度の活用ということです。もちろん、多額の費用がかかりますので、国、県の補助金を頂いて事業を予定してます。記載はしておりませんが、大体どれぐらいといいますと、国が2分の1、県が4分の1になりますので、75%の国県の補助が出まして、25%の市負担でいけると。さらに起債等活用しましたら、実質豊岡市の負担は20%程度を予定しております。

もちろん、国、県の補助事業はこの活用計画・整備基本計画がないと、事業執行ができないというような状況がありますので、文化庁ともこの計画をすり合わせながら整備に向けて進めていきたいと思っております。

その全体スケジュールを下のほうに書いております。昨年度、今年度と保存活用計画、来年度、再来年度を整備基本計画、2027年度に但馬国分寺跡の基本設計を行いまして、2028年度から実施設計、整備工事を予定しております。ただ、これは1年で終わるということではなくて、国の補助金というのは国の予算の中でこちらが要望どおり頂けないということがありまして、例えば、養父市の八木城でも5年以上されてるようなケースもありますので、複数年かかるんですけども、それは国の予算の状況によって前後するというふうに考えております。少なくとも5年以上かかるのかなというような思いは持っております。

それでは、具体的な内容につきましては、来年度以降の整備基本計画でお示しします。現在の保存活用の策定状況について報告を以上とさせていただきます。

○委員長(清水 寛) 報告は終わりました。

委員の皆さんのほうから質問があればお伺いします。

福田委員。

○委員(福田 嗣久) この文化庁の補助ですけども、この文化庁っちゅうのは京都に移転したあそこはどこですか。

○委員長(清水 寛) 武縄参事。

○文化・スポーツ振興課参事(武縄 真明) はい、そうです。京都に行って協議を進めております。今、保存活用計画につきましては、計画の調査官とお話をしておりまして、来年度、再来年度につきましては、今度文化庁の整備の調査官がおりまして、その方に引き継いで、引き続き指導いただくということで進めております。

○委員長(清水 寛) 福田委員。

○委員(福田 嗣久) 分かりました。

それともう一つ、最後のページの別紙2かな。この北側の寺域の北面住宅密集地域のこの住宅はどれぐらい戸数が建ってるところですか。

○委員長（清水 寛） 武縄参事。

○文化・スポーツ振興課参事（武縄 真明） こちらの図面のちょっと詳細な軒数は把握してないんですけども、こちらに載っております住宅はほぼ住んでおられる状態です。あと、国分寺の公民館がこの中にあります。但馬国分寺としてお寺もある状況です。

○委員（福田 嗣久） 戸数はどれぐらいありますか、住宅戸数っちゅうか。

○委員長（清水 寛） 武縄参事。

○文化・スポーツ振興課参事（武縄 真明） ちょっと間違った数字を言っても悪いですんで、ちょっと軒数を確認して後ほどご報告させていただきます。

○委員長（清水 寛） はい、お願いします。

○委員（福田 嗣久） 大分あるか、委員長さんの見解では。

○委員長（清水 寛） まあまああると思います。まあまああります。大きな地区だから。

○委員（福田 嗣久） そうでしょうな。ありがとうございます。

○委員長（清水 寛） ほかありますか。
では、僕のほうからちょっと。

まさに関係地区というか、隣の地区ではあるんですけども、随分、それこそ昔から整備がされていて、協力されてる方もたくさんおられるんですけども、実際、そのままずっと今まではまだ買収してる最中なんであってというので据え置きしてきたのが、終わったということで、なら、次は整備という声をお聞きして、実はそれがなくて、今、この活動にずっとつながっているのかなっていうので、ちょっとそこら辺でもう少し早くにできなかったのかなということはあるんですけども、なかなか様々な部分で費用がかかるっていうのがあるので、なかなか昔のような建物を再現するみたいなのは難しいということから、できることって相当限られるのかなっていうふうには思うんですけども、とはいっても、何

か終わったということを皆さんにお示しをするとか、そういうことが何か、特に地域の人に分かるような取組というのをひとつ考えていただきたいなというふうに思います。これは特に答弁をということではないんですけども。

ただ、実際、この金堂跡なんかでも、もう鹿が仁王立ちしてる場所だったりしますから、そういう意味では、もう本当にどンドン山のほうから、このまちの真ん中のとこですら鹿が出てくるというような場所にもなってますし、やはりそのままの状況のまま、何も今は計画中なのでっていうのでは、ちょっと寂しいかなと思いますから、看板をちょっと整備をし直すとか、何かちょっと、何か手が入りつつあるなというものをちょっと検討していただきたいなと思います。

何かありますか、何かその辺で動きというのは。武縄参事。

○文化・スポーツ振興課参事（武縄 真明） おっしゃっていただいたとおり、12年前の計画で地元の説明会入らせていただいて、今回、12年ぶりに6月24日に国分寺区のほうでお話をさせていただきました。やはり12年という中で、確かに言われたように、整備が始まるというのは地元の方は求められております。ただ、その12年の間で、こちらのほうは国の史跡指定がほぼ全域ということで、前回の約2倍ですね。12年前は約半分しか史跡指定がされてなかったんですけども、この12年でほぼ史跡指定がされました。買上げについてもほぼ整備が見通せる段階までできたということで、進めております。

あと、先ほどおっしゃった、まさに可視化といいますか、目に見えるものを作ってほしいというようなお話がありました。もちろん、日高のときにはそういったこともありましたけれども、新市として新たに見直しております。

その中で、こちらでも但馬国分寺跡、全国に68か所ぐらいありまして、いろんなところにお聞きしたりする中で、一つのネックが整備するときは補助金が出るんですけども、その後は維持管理の補助は

全く出ないということで、建物、大きなものを造られたところは、それを修繕、やり直すときはもう全部その市の負担でしないといけないというような状況もありまして、現時点でご要望はいただいておりますけど、難しいかなと思ってます。ただ、いろいろバーチャルとかの技術とかがどんどんできて、その辺も検討しながら進めていきたいなと思ってます。

○委員長（清水 寛） ありがとうございます。

ほかありますか。

〔質疑なし〕

○委員長（清水 寛） なら、特にないようですので、そうしましたら、観光文化部の皆さん方につきましては、ここで退席いただいて結構です。お疲れさまでした。

以上で報告事項は終わりました。

委員会を暫時休憩します。

午後 1 時 2 2 分 委員会休憩

午後 1 時 2 4 分 委員会再開

○委員長（清水 寛） そうしましたら、休憩前に引き続き委員会を再開します。

次に、（２）番、意見・要望のまとめに入ります。

まず、本日、委員会において審査しました議案について、当委員会の意見・要望として、委員長報告に付すべき内容を協議いただきたいと思います。

暫時休憩します。

午後 1 時 2 4 分 委員会休憩

午後 1 時 2 6 分 委員会再開

○委員長（清水 寛） そしたら、委員会を再開します。

そうしましたら、意見・要望につきましては、取りあえず今のところは特にないということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） そうしましたら、特に委員会のほうとしては要望ないということでいかせていただきます。

委員会を暫時休憩します。

午後 1 時 2 6 分 委員会休憩

午後 1 時 2 6 分 分科会再開

○分科会長（清水 寛） 分科会を再開します。

次に、分科会意見・要望のまとめに入ります。

当分科会の意見・要望として、予算決算委員会に報告すべき内容について協議いただきたいと思います。

本日分科会で審査いたしました第 1 1 8 号議案、令和 6 年度豊岡市一般会計補正予算（第 6 号）について、分科会意見・要望についてのご発言があればお願いいたします。（「特になかったん違うの」と呼ぶ者あり）よろしいですか。いいですか、特に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（清水 寛） そうしましたら、この件に関しましても特にないということで、分科会からの要望とかは特に付さないということでいきますので、ご了承ください。

ここで分科会を閉会します。

午後 1 時 2 7 分 分科会閉会

午後 1 時 2 7 分 委員会再開

○委員長（清水 寛） 委員会を再開します。

次に、協議事項 3 番、閉会中の継続審査の申出についてを議題といたします。

Side Books 上の本日のフォルダー内、委員会資料 4 ページをご覧ください。

1 1 月 1 8 日の委員会において協議いただきました重点調査事項について、ご確認をお願いいたします。

議長に対して、委員会重点調査事項を閉会中の継続審査事項として申し出たいと思いますが、これにご異議ございませんか。

森垣議員。

○委員（森垣 康平） よろしいですか。

これ、文化とかスポーツっていう切り口の項目がないと思うんですけど。ちょっと……。

○委員長（清水 寛） 暫時休憩します。

午後 1 時 2 8 分 委員会休憩

午後 1 時 2 8 分 委員会再開

○委員長（清水 寛） そしたら、委員会を再開します。

先ほど森垣委員のほうから、文化、スポーツに関してということでの項目の追加についてありなりましたが、委員会としてそのようにしていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） そうしましたら、ちょっと文言に関しては、正副のほうに一任いただくということで、文化、スポーツの部分に関しては改めて項目を追加するというふうにしていきたいと思います。

今の件はよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） そうしましたら、閉会中の継続審査の申出については、そのように決定いたしました。

次に、協議事項 4 番、来年度の委員会管外視察研修についてを議題といたします。

まず、アの日程ですが、例年 5 月に実施をしております、実施日程を協議したいと思います。

まず、事務局から資料の管外行政視察研修日程検討資料について説明をいただきます。

小崎主幹。

○事務局主幹（小崎 新子） 日程検討資料のほうなんですけれども、簡単に 5 月にある、今で分かっている日程を入れてます。候補になるかなというところを黒の網かけで事務局のほうで入れさせていただいてます。来年の 5 月は、選挙管理委員会の委員さんを決めていただいたりするための臨時議会が必要になりまして、5 月の 13 日に今のところ予定されています。また、4 月の終わりは市長選や市議会議員補欠選挙もあります。それらを踏まえて、この 6 日間ぐらいが候補になるかと考えられます。

20 日の日に北但の議運を入れさせていただいてますが、これは北但行政との調整により、この日

に委員会の視察を予定されるのであれば、変更は可能というふうにお返事いただいています。以上です。

○委員長（清水 寛） ありがとうございます。ということで、取りあえず 14 から 16 日、それから 19 日から 21 日という、この 2 案の日程は、皆さんの予定のほうに取りあえず入れたいほしいなというふうに思います。

先方との協議というのが当然必要になってくるんですけども、それも踏まえて、ちょっと第 1 候補、第 2 候補っていうふうに持っていきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。（「大丈夫です、今のところ」と呼ぶ者あり）今のところ大丈夫ですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） そしたら、どうしましょかね。（「相手があるこっちゃでな」と呼ぶ者あり）取りあえず、そしたら、両方とも限りなく第 1 候補みたいな感じで、先方の日程に合わせて持っていくというふうに。そしたら、皆さん、日程を 6 日間、ちょっと予定のほうはお願いをいたしたいと思います。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

そしたら、次に視察内容についてなんですけども、これも資料としてこれまでの管外視察実績を入れてますので、ちょっと確認をしてもらったと思います。

実は、事前にちょっと事務局のほうと話をした中で、通常というか、昔から何となく視察先となると、北海道とか九州とかっていうところが多々あったんですけども、予算の関係で北海道、東北っていうのはちょっと事実上、もう行くことが不可能に近いというふうになってますので、そういう部分も踏まえて、少し皆さんのほうで検討いただきたいなと思います。

暫時休憩します。

午後 1 時 3 2 分 委員会休憩

午後 1 時 3 7 分 委員会再開

○委員長（清水 寛） それでは、委員会を再開します。

先ほど、視察の内容についてということで協議を
いただいていたが、まずは1月上旬までに視察
先に関するテーマの設定をいただきたいと思います。
皆さんのほうから、またその件に関してはアイ
デアをいただけたらというふうに思いますので、よ
ろしく願いをいたします。

この件はこの程度にとどめたいと思います。

そうしましたら、最後にその他についてですが
も、その他、委員の皆さんのほうから特にご発言は
ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） そうしましたら、以上をも
ちまして文教民生委員会を閉会いたします。お疲れ
さまでした。

午後1時38分 委員会閉会
